

決算特別委員会総括審査会議録

日時 令和3年11月18日（木） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後5時12分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 乙黒 泰樹
委員 猪股 尚彦 大久保俊雄 志村 直毅 向山 憲稔
浅川 力三 卯月 政人 宮本 秀憲 古屋 雅夫
藤本 好彦 臼井 友基 桐原 正仁 小越 智子
飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策補佐官 藤巻 美文 地域ブランド統括官 小澤 祐樹
地域ブランド統括官補 トンプソン 智子

知事政策局長 長田 公 知事政策局次長（秘書グループ秘書監事務取扱） 石寺 淳一
政策企画グループ政策参事 有泉 清貴 政策調査グループ政策調査監 柏木 貞光
国際戦略グループ国際戦略監 和光 達夫 広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人 総務部理事（次長事務取扱） 入倉 博文
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一 職員厚生課長 柳原 昭裕 財政課長 高橋 直人
税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩 庁舎管理室長 坂村 裕輔
行政経営管理課長 眞田 健康 市町村課長 古屋 登土匡 情報政策課長 高橋 義徳

産業労働部長 小林 厚 産業政策課長 山岸 ゆり 成長産業推進課長 若月 衛
産業振興課長 三科 隆人 労政雇用課長 渡辺 一秀 産業人材育成課長 入倉 由紀子

観光振興課長 三井 博志 建築住宅課長 大澤 光彦

県民生活部長 小田切 春美 男女共同参画・女性活躍推進監 井上 泰子
県民生活総務課長 雨宮 学 北富士演習場対策課長 加藤 栄佐 統計調査課長 小林 司
県民安全協働課長 望月 英二 私学・科学振興課長 小林 洋一
グリーン・ゾーン推進課長 鈴木 孝二 交通政策課長 藤原 さつき

警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭 警備部長 清水 順治 刑事部長 荒居 敏也
生活安全部長 比留間 一弥 交通部長 窪田 豊 首席監察官 天野 英知
総務室長 小林 信一 警察学校長 瀬戸 良広 警務部参事官 川口 守弘
生活安全部参事官 平井 親一 刑事部参事官 本田 誠一 交通部参事官 廣川 勉
警備部参事官 大森 伸 会計課長 進藤 明

公営企業管理者 中澤 宏樹 企業局長 高野 雄司 総務課長 雨宮 俊彦
電気課長 功刀 稔永 新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

リニア未来創造局長 上野 良人 リニア未来創造・推進長 安藤 明範
DX推進室長 長田 芳樹 二拠点居住推進課長 柏原 隆仁

農政部長 坂内 啓二 農政部参事（農業技術課長事務取扱） 斉藤 修
農政総務課長 渡邊 喜彦 担い手・農地対策課長 功刀 徹 販売・輸出支援課長 石川 英仁
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚 食糧花き水産課長 近藤 隆
農村振興課長 雨宮 真一 耕地課長 茂手木 知

会計管理者 末木 憲生 出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩
管理課長 後藤 恵理子 工事検査課長 白倉 英紀

議題 認第1号 令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和2年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部局審査と同様の対策を講じた上での開催とし、出席説明員については、密閉、密集、密接な状況避ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査意見書に係る答弁を行う部局長等及び課室長のみとすること、また、委員会の出席に当たってはマスクを着用することとしているが、質疑者席での発言については、マスクの非着用も可とする旨、了承された。

次に、審査の順序は審査日程表に従い、知事政策局、総務部及び産業労働部関係、県民生活部及び警察本部関係、企業局関係、リニア未来創造局、農政部及び出納局関係の順に行うこととし、認第1号議案について、午前10時05分から午後12時26分（途中、午前11時11分から午前11時13分まで休憩をとった）まで知事政策局、総務部及び産業労働部関係、休憩をはさみ、午後1時41分から午後2時40分まで県民生活部及び警察本部関係、休憩をはさみ、午後3時11分から午後4時58分までリニア未来創造局、農政部及び出納局関係、認第2号議案について、午後2時50分から午後2時56分まで企業局関係の総括審査を行った。

質疑 知事政策局・総務部・産業労働部関係

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について）

猪股委員 決算特別委員会審査意見書に基づきまして、要求資料の1ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して幾つか伺います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、さまざまな事業に充当されておりますが、どのような考え方により交付金事業を実施したのか、まず伺います。

高橋財政課長 地方創生臨時交付金につきましては、既存の補助金や緊急包括支援交付金が充当できる事業を除きまして、新型コロナウイルス感染症対策に幅広く活用ができるものでございます。本県におきましては、感染拡大の防止と経済活動を両立させるべく、3本の柱でコロナ対策を講じてきたところでございます。第1に感染拡大防止と医療提供体制の整備、第2に県民生活に与える影響の最小化と新しい生活様式への対応、第3に県内経済の安定化・反転攻勢に向けた緊急対策でございます。こうした方針に沿いまして、幅広く臨時交付金を充当したところでございます。

- 猪股委員 次に、主な事業内容と事業実績について伺います。
令和2年度決算では、やまなしグリーン・ゾーン構想の推進に多額の交付金を充当しているように見受けられます。主な事業内容と事業実績について伺います。
- 鈴木グリーン・ゾーン推進課長 県民生活部では、交付金を充当いたしまして、グリーン・ゾーン認証制度の運営についての事業を行ってまいりました。内訳といたしましては、認証施設を紹介しますウェブページの作成及び維持管理に要する経費、事業を行っておりまして、事業費といたしましては1,348万3,250円を使っております。また、認証にかかわる申請の受け付けや現地調査などを行います認証事務局の運営などに要する経費といたしまして、9,621万7,916円の経費を交付金に充当して行っております。
これによりまして、事業実績ですけれども、昨年度は4,337件の認証を行ったところでございます。
- 三井観光振興課長 観光文化部では、中規模以下の事業者を支援する新しい生活様式推進機器購入等支援事業及び宿泊事業者を支援する新しい生活様式推進宿泊施設支援事業において、コロナ感染防止策を講じるため、飲食業などの中規模以下の事業者や宿泊事業者が行う機器購入等に要する経費の一部を支援いたしました。支援の対象となる経費は、キャッシュレス決済やコロナ感染防止策のための機器整備であり、中規模以下事業者については上限30万円として対象経費の全額を、宿泊事業者については上限額300万円として対象経費の4分の3を支援したところでございます。令和2年度は、中規模以下事業者については9,889件に24億4,191万8,000円を、宿泊事業者については461件に対して8億3,057万5,000円を支援したところでございます。
- 大澤建築住宅課長 県土整備部では、新しい生活様式推進設備改修支援事業といたしまして、感染症に強い事業環境づくりを後押しするため、飲食業や宿泊業などを営む小規模事業者が実施する設備改修工事等に要する経費の一部に補助を行ったところでございます。補助の対象としましては、換気扇や自動水栓、トイレ等の改修工事でありまして、補助率としましては4分の3、補助限度額は150万円でございます。令和2年度でございますが、1,190件に対しまして補助を行っておりまして、内訳ですが、補助金が12億4,434万4,000円、書類審査、現地検査等の委託業務費が3,647万1,490円という状況でございました。
- 猪股委員 次に、県民の命と県内経済との両立を図る対策について伺います。
長期化するコロナ禍においては、引き続き県民の命と県内経済との両立を図る対策を講じていくため、交付金を有効活用していく必要があると考えますが、県の見解について伺います。
- 高橋財政課長 まさに委員御指摘のとおり、コロナ対策、喫緊の課題でございます。一方で、本県は財政規模が小さく、財源も決して豊かではございませんので、国の交付金を有効活用していくこと、これは極めて重要であるというふうに考えております。これらの認識のもと、交付金を活用した事業をまず積極的に実施をしてきたところでございまして、これまでに国から本県に配分された交付金額につきましては、今年度末までにほぼ全額を活用できる見込みでございます。
今後につきましては、国の経済対策、あるいは補正予算の編成状況などを注視しながら、国費を積極的に取り込み、最小限の県負担で必要な事業をちゅうちょなく実施をしてまいりたいと考えてございます。
- 猪股委員 コロナウイルス感染症については、第6波に対する懸念など、長期化も予想されますが、県民の命と県内経済との両立を図る対策を講じていくため、引き続き交付金を有効活用していく必要があると考えます。ぜひ県にはしっかり対応していただくことをお願いして、質問を終わります。

（技術系人材の育成・確保について）

成果説明書の51ページ、技術系人材の育成・確保について幾つか伺います。

職業能力開発総務費の内容について伺います。

新しい技術が次々と生み出されているものづくり産業であります。最も重要なのは、これがないと成り立たないといった付加価値の高い基幹的な仕組みや部品をつくる技術であり、本県にはこうした高い技術力を持った企業が数多くあり、ものづくり産業を支えています。しかし、県内の企業では、現在、技術者不足など、人材確保が大きな課題であり、本県のものづくり産業を未来につなげるためには、県内企業の技術基盤を支える人材の育成・確保が何よりも急務であります。

そこでまず、技術系人材の育成・確保のうち、職業能力開発総務費の内容について伺います。

入倉産業人材育成課長 職業能力開発総務費につきましては、小中学生を対象として工場見学を実施しまして、本県のものづくり産業への関心を高めてもらう山梨のものづくり魅力発見事業と、成績優秀でありながら経済的に余裕のない世帯の高校生に対して、産業技術短期大学等への就学を支援する産業技術短期大学等就学サポート事業の2つの事業で構成されております。

猪股委員 次に、定員充足に向けた取り組みについて伺います。

産業技術短期大学等の卒業生の県内就職率は非常に高いと承知しておりますが、その一方、一部の学科で定員割れが生じている状況であると聞いております。定員を充足させるためには、学校の認知度を高めるPRや授業のカリキュラムの見直しなど、積極的に展開すべきと考えますが、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

入倉産業人材育成課長 産業技術短期大学や峡南高等技術専門校の定員充足に向け、学校の魅力を高めるために、令和2年度は時代に即したカリキュラム編成を行うための企業ニーズ調査を実施するとともに、庁内ワーキンググループや職業能力開発審議会での検討を踏まえまして、令和3年3月に産業技術短期大学等における人材育成プランを作成したところで。

人材育成プランでは、時代の要請に応える人材育成と学校の認知度を高めるということに取り組むこととしております。特に、急速に進展する社会のデジタル化に対応するため、産業技術短期大学の全学科において、あらゆる分野で利用が進んでいるAIについての知識を修得するカリキュラムを令和5年度の導入に向けて検討しているところで。

また、学校の魅力を広く伝えるため、高校の周知活動をさらに強化するほか、動画による発信や各種広報媒体の活用等、新たな方法により積極的に取り組みを進めているところでございます。

猪股委員 次に、学生への経済支援について伺います。

経済状況等が理由で大学への進学を断念し、幅広い専門知識や実践的な技術を身につけられるよう同校を選択する学生もいると思いますが、こうした学生に対してどのような支援を行っているのか、またその実績や成果をお伺いいたします。

入倉産業人材育成課長 経済的に余裕のない世帯の学生に対しましては、就学給付金の支給や入学金及び授業料の減免制度により、就学負担の軽減のための支援を行っております。具体的には、市町村民税の非課税世帯及びそれに準ずる世帯等の学生を対象として、令和2年度につきましては、入学金減免は22名、授業料減免につきましては59名に対して減免を行っており、このうち成績優秀な学生を就学給付金の対象として1人当たり月額2万9,200円等を30人に支給したところでございます。

猪股委員 私は、県内企業の発展のために最も力を入れるべきことは、即戦力として活躍できる若き人材

の育成だと考えます。ぜひ県においては、今後も山梨の未来を見据えながら、ものづくり産業の発展のために支援を強化していただきますようお願いして、私の質問は終わります。

（訟務管理費について）

乙黒副委員長 それでは、訟務管理費についてお伺いいたします。

まず初めに、委託料として6,600万円が計上されておりますが、議会に説明のないまま予算流用された理由についてお伺いいたします。

眞田行政経営管理課長 本件におきましては、別に住民訴訟が進行してございます。そちらへの影響も考慮しなければならない状況にはございますけれども、決算の認定を県議会の先生方をお願いする立場ということもございまして、お答えをさせていただきたいと存じます。よろしくお伺いいたします。

まず、この調査委託でございまして、住民訴訟の追行に必要なものであったということ、あと緊急性が高いということから、既定予算から所要の経費を流用し、対応させていただいたものでございます。

また、同一の項の中で、予算執行のため積算内訳である目や節をまたいで経費を融通すること、こちら、地方公共団体の長に専属する予算の執行権の範囲内とされております。このため、予算を現実に適合させて円滑に執行するために必要なものであるという認識でございます。

また、最終的な流用の状況もあわせまして、決算の状況を歳入歳出決算報告書のほうに取りまとめをいたしまして、県議会へ御報告をいたし、決算特別委員会におきまして御審議をいただくこととなるため、決算にあわせまして流用の状況のほうも報告されるものと、そのように認識をしております。

乙黒副委員長 法的に問題がないことは十分に理解をしております。ただ、やはりこのような重要な案件については議会に事前の説明等があったほうがいいと思っております。

次に、この住民訴訟については別途弁護士費用が支払われておりますが、その費用と別に今回委託として出さなければいけなかった理由についてお伺いします。

眞田行政経営管理課長 住民訴訟におけます県としての主張を補充・補強いたしまして確定をさせるというためには、原告の方が問題としておるのは平成9年以降でございましたけれども、その状況だけではなく、昭和初期からの状況といったものを詳細に整理する必要があると、県として判断したところでございます。

また、案件の全体像というものを整理するためには、昭和初期からのこの当該地の状況にあわせまして、住民訴訟の対象とはされてない時期を含めた過去の知事の動向であるとか、議会、監査委員との関係なども整理する必要があると判断したところでございます。

作業量が極めて多いこの新たな事務が、現行の訴訟代理人契約の対象業務に含まれるということとは到底考えられなかったということですから、別途契約を締結いたしまして、作業を委託したというものでございます。

乙黒副委員長 その委託内容がこれまでのその裁判の費用に関して違うということは理解しました。その上で、この6,600万円の委託料について、その成果というものはどういうものを考えているのかお伺いいたします。

眞田行政経営管理課長 この調査委託を通じまして、昭和42年の時点で県有地の造成が完了していたという点、また昭和42年より以前の土地使用につきまして、借地法が適用されないという点、また別荘契約者の方々に対する借地権の設定ないし販売によりまして、富士急行株式会社が相当の収入を得ている点など、重要な論点の詳細というものが明らかになっております。

また、過去の知事、その他関係者の責任の関係がございまして、それに関する判例や文献を分

析してありまして、裁判官が記した有益な文献等も発見し、関係法令の精緻な解釈によりまして、住民訴訟における県の主張・立証の理論構成を補強するものとなっているということで、高い成果が得られたものと認識をしているところでございます。

乙黒副委員長 既に私も、本年の2月議会の一般質問において、この成果について御質問したときに、総務部長からもいろいろと返答いただきました。その中で、報告書を作成するなら、仕様書に定められているこの成果に関しては、これらを活用した住民訴訟にかかわる検証の結果は、しかるべき時期に対外的に公表していくという答弁はいただいておりますが、そういったものは対外的に発信されているのかお伺いします。

眞田行政経営管理課長 この調査業務委託の成果品は、中間報告書になりますが、既に議員の皆さまにもお示しをしておりますけれども、現状、住民訴訟を進行しているということと、あとまた別の訴訟も行われているということもございまして、公表できる範囲は限定せざるを得ないような状況でございますけれども、一応開示版という形でお示ししておりますし、またホームページ等を通じて提供をしているところでございます。

乙黒副委員長 先ほどのこの過去の状況ですとか、いろいろと有益な論点、従前の顧問弁護士が見落としていた重要な論点が明らかになるっていうのも、2月議会で総務部長からの答弁にありました。やはりそういった新たな事実が出てきたということは、重要なことだと思っております。ただ、私は、その6,600万円の委託料と費用対効果といったときに、その論点を発見することだけで、この6,600万円が費用対効果としてふさわしいのかというと、また別の問題があるのではないかと思っております。あくまでもこれは手法であって、県の根拠を補足する形での新たな論点が見つかったということでありますから、恐らくそれを利用して、またしっかりと裁判等の中で主張を展開していただいて、しっかりとした賃料ということで成果を出していかないと、この6,600万円の費用対効果の成果は出ないと思っておりますが、その点についてお答えをいただきたい。

眞田行政経営管理課長 確かに、議員御指摘のところは、非常に重要な論点だと考えております。また、この調査委託の成果というのは、今進行している訴訟に生かして、県の主張をお認めいただくということが一つの成果になってくるかと思えます。また、中間報告書の中でいろいろ整理した事項について、今後の県有地の貸し付けの方向に生かしていくというところで成果を得てくというものと認識しております。

乙黒副委員長 この新たな論点が出たということだけをもって成果というのではなくて、またその後の裁判の経過等も含めてしっかりと成果を出していただくというような答弁をいただきましたので、私も安心をいたしました。ただ、この決算特別委員会で認定をするという部分で、ある意味、この時期的にそういった成果が見られない中での認定になってしまうというところが、若干ちょっと私としても責任はどうなのかという部分ありますが、やはり今回認定をするに当たっては、今後の裁判の動向等もしっかりと見ながら、県がこういった主張をされていることは理解をしましたので、またしっかりと判断につなげていきたいと思っております。

また一方で、この6,600万円、今、住民訴訟も引き起こされております。確かに、監査等の中では請求を却下したとありますが、それをもって住民訴訟が取り組む必要がないということでは当然ないと思えます。山中湖畔の住民訴訟においても、長崎知事は、その住民訴訟という性質から鑑みても、県民の皆さんにしっかりと答えていくことが重要ということもおっしゃられておりますので、やはり県民一人一人の皆さんに理解していただけるように、丁寧な説明としっかりとした主張を裁判を通してやっていただければと。そして、その上で、この6,600万円の成果が出ることにも期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

（U I ターン就職の促進について）

次に、U I ターン就職の促進についてお伺いします。

主要施策成果説明書の50ページで、産業労働部に関する部分を質問させていただきます。

まず初めに、やまなし暮らし支援センター及びやまなしU I ターン就職支援センターにおける就職相談件数は2,530件と報告されておりますが、その後の成果についてはどの程度把握しているのか、詳細を伺います。

渡辺労政雇用課長 昨年度延べ2,530件の就職相談を行いました。そのうち大学4年生や社会人などはおよそ300人でした。これらの皆さんに就職が成就した暁には御連絡をいただけるようお願いをしたところ、139人から報告がございまして、このうち県内の就職は95人で、約7割が県内に就職しているという状況でございます。

乙黒副委員長 続きまして、U I ターン就職促進協定校と連携した座談会は、2回開催し、54人の参加があったと報告されておりますが、その後の成果と詳細についてお伺いします。

渡辺労政雇用課長 この座談会は、本格的な就職活動を始める前の段階で、大学3年生以下の学生を対象といたしまして、本年1月に2回開催しております。座談会に参加した学生の多くは、今年度になって県内企業への就職活動を始めているという状況でございます。

座談会では、県内企業から内定を得ている大学4年生や既に県内で働いている若手社員をパネリストに迎え、U I ターンの動機や、本県での暮らしぶりについて意見交換を行っておりまして、U I ターン就職への意識が高まるようにしております。

また、座談会に参加した学生に対しましては、継続して支援が行えるよう、やまなし暮らし支援センターへの利用登録を勧めており、8割超の学生が登録しているところでございます。これによりまして、座談会終了後の各自の個別相談や県内就職につながる支援制度、合同就職フェア等のイベントの情報を提供いたしまして、県内企業への就職を促進しているところでございます。

乙黒副委員長 続いて、インターンシップを決定した延べ59人とありますが、その後のフォロー体制についてお伺いします。

渡辺労政雇用課長 県では、県内企業と県内外の大学生等のインターンシップのマッチングを推進するために、1年を通じてインターンシップコーディネーターによる相談窓口を設置するとともに、年2回のガイダンスや交流会を実施いたしまして、有意義なインターンシップにつながる支援をしているところでございます。このインターンシップ終了後は、全ての参加者にアンケートを実施いたしまして、追加参加などの要望がある場合には、インターンシップコーディネーターがフォローしているところでございます。

また、インターンシップを一過性のものとするのではなく、継続して情報提供ができるよう、県の就職支援サイトやSNSにより、座談会や合同就職フェア等のイベント情報、県の就職支援サイトなど、就職支援情報を提供いたしまして、県内就職につなげているところでございます。

乙黒副委員長 やはり県内に就職してもらおう人数を高めるということはとても重要なことだと思っております。今答弁いただいた中で、さまざまな機会に出会った方々に対して、継続した支援ができていていることを聞いて、安心いたしました。今後も切れ目がない支援体制を整えて、より県内に就職する方をふやしていけるように努力をお願いして、私の質問を終わります。

（県債と基金の推移について）

大久保委員 歳入歳出決算審査意見書・基金運用状況審査意見書4ページより、県債と基金の推移について何点かお伺いいたします。

一般会計における県債残高は、令和2年度末時点で、前年度から12億3,000万円余り減少、9,457億円と若干の減少傾向にあります。今年度、削減のために具体的にどのように取り組まれたか、まずお伺いいたします。

高橋財政課長 一般会計におきます県債残高は、平成25年度をピークに減少を続けてございます。これは、将来世代の負担となる通常の県債等残高について、これまで継続的に削減を続けてきた成果だと認識をしております。

現在は、総合計画におきまして、県債残高などから後年度に地方交付税により措置される額を除いた実質的な県負担を伴う県債等残高の抑制を図ることを目標としてございますので、今後も国からの補助金や交付税措置などの有利な県債を積極的に活用してまいりたいと考えてございます。

大久保委員 財政調整基金等の基金残高合計は、前年度より9億6,000万円減少いたしまして、801億円となっております。財政状況や景気の動向を注視した中で、安全性、流動性の観点も鑑みながら、今後どのように効率的に取り組んでいかれるのかお伺いします。

高橋財政課長 山梨県の公金管理・運用方針に基づきまして、議員御指摘のとおり、安全性や流動性、そして効率性の3点に留意をしながら、運用を進めております。このため、預金または債券による運用を原則といたしまして、1年以上の長期運用が可能なものについては、債券によって運用を行うことを基本としてございます。債券については国債や地方債も含めて購入銘柄を検討しております。運用益が最も大きくなるよう取り組みを進めているところでございます。

大久保委員 もう1点ですが、自主財源の確保と県の負担を抑える中で、今後幾つか、国からの制度設計もそうですけれども、激甚化する自然災害に対する防災・減災対策ですとか、公共施設の老朽化対策、そしてまたコロナ対策など、県民生活に必要な不可欠な事業が山積しておりますし、全て重要な案件でございます。県債・基金の今後の活用方針について、今後の方向性をお聞かせください。

高橋財政課長 委員御指摘のとおり、自然災害や感染症などから県民の命や健康を守るということは非常に重要なものでございますので、ちゅうちょなく取り組んでいきたいと考えております。

1点目、県債につきましては、その一方で将来世代の負担をきちんと抑えていくこと、そして持続可能な財政運営を確保していくこと、これも非常に重要でございますので、先ほど申し上げたとおり、実質的な県負担を伴う県債等残高の抑制を図っていく考えでございます。このような考え方のもと、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策などについては、国が時限的に設けた有利な交付税措置のある地方債、これを積極的に活用いたしまして、県負担の最小化に努めてまいります。

2点目、基金につきましては、これは県債の適切な管理や公共施設の整備など、それぞれの基金の設置目的に沿って、適切に活用していくべきものと考えてございます。この中で、財政調整基金につきましては、大規模災害の発生、あるいは経済不況などの不測の事態による財源不足への対応、また毎年度の財政状況に応じた財源対策として活用してございまして、こちらも緊急時に備えて適切に確保してまいりたいと考えてございます。

大久保委員 今後、健全な財政状況維持に取り組んでいただくことはもちろんですが、その傍ら、現在コロナによる例えば税・料、こちらの未済額、そしてまた不納欠損の増加が懸念される中で、それらを減らすことは重要でありますけれども、分納ですとか対象者、また県民に寄り添って対応もお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

（訟務費における委託業務について）

志村委員 それでは、訟務費における委託業務についてお伺いします。
 訟務管理費のまず内訳についてお願いいたします。

眞田行政経営管理課長 この訟務管理費でございますけれども、県顧問弁護士の報酬や裁判に出席するときのための旅費等の事務的経費というものを執行しているほか、昨年度執行いたしました県有林貸付事務検証のための調査業務委託につきましても、この訟務管理費で執行しております。

志村委員 決算報告書によると、最終的に7日の財産管理費、文書費、諸費などからの流用となっておりますけれども、当時は職員給与費から流用したものを最終的にこのような形で決算となるまでの流れをお願いします。

眞田行政経営管理課長 昨年、令和3年1月にこちら、11月議会で和解の件が継続審議ということになって、訴訟継続という形になるという可能性が非常に高まったということから、体制強化しなければいけないということで、この調査委託を行うということになりました。
 必要な経費というものでございますけれども、暫定的に流用元のほうを職員給与費のほうに設定をさせていただいて、そちらのほうから流用して執行してございます。その後、最終的に決算の姿を見据えながら、3月末のところでも最終的に経費の調整をいたしまして、最終的な決算元は財産管理費等で流用対応するような形で決算を行いまして、職員給与費からの流用ということとは行っていないという形になってございます。

志村委員 続いて、委託料支出時の経緯について伺います。

眞田行政経営管理課長 先ほど申し上げましたとおり、またこの件、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたけれども、別に住民訴訟が進行しているということでございまして、そちらの影響も考慮しなければならぬこともございますけれども、今回、決算認定をお願いすることから、お答えをさせていただきたいと存じます。
 先ほど申し上げたとおり、調査委託は、11月定例県議会におきまして、和解の件の議案が継続審議となったことから、原告の方は、和解の意思を撤回、訴訟継続になる可能性が高いということで、年明けから流用の関係とか、またその他契約条項の整理をいたしまして、令和3年1月に所定の手続を経まして、そのときは職員給与から暫定的に所要の経費を流用いたしまして、契約執行した経過でございます。

志村委員 今回の経緯の中で、見積もりは足立弁護士ほか2名で1月8日に提出されていまして、1月7日の流用伺いの段階では3名への再委託の想定でタイムチャージ計6,000万円ということでしたけれども、このそごの部分の確認はすぐにされたということですか。

眞田行政経営管理課長 先ほど業務の内容等を調整する中で、最初4名の担当で作業しなければいけないというお話があって、そのような経過がございますけれども、最終的には3名の担当で作業を行って、総時間がこのくらいというもので提案をして、御提示をいただいているものでございます。

志村委員 一応確認はされたと受けとめましたけれども、財務規則上の取り扱いについてはどのようになっていたのかお伺いします。

眞田行政経営管理課長 流用のところでございますけれども、県の財務規則第25条1項で、特別の理由がある場合に限りまして、予算流用伺いによる決裁を受けまして、最終予算の経費の金額を各目、各節、または各細節の間におきまして、相互に流用できると規定をされております。また、財務規則第25条第2項によりまして、この流用を行う場合におきましては、財政課長に合議

をしなければならないという規定がございます。つきましては、本委託の理由につきましては、財政課との協議を経て、処理を行っているところでございます。

志村委員　このとき、懸案事項説明書も作成されていますけれども、作成前にも十分な下打ち合わせを行っていたということによろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長　事前には概要の説明と、年明けにスタートしておりまして、最終的に全体像を整理した後、正式に懸案事項の協議書で協議をさせていただいたという経過でございます。

志村委員　流用伺いに合議、事前協議ということだったようですけれども、これが済んでいるということであれば、それは明記すべきだったのではないのでしょうか。

眞田行政経営管理課長　財務規則上は、財政課長に合議をしなければならないという規定になってございます。実態上は、懸案協議で内容の説明をしまして、財政課との協議は終わっているということで、実質的な合議というものは完了している形になってございます。そのように認識してございます。

志村委員　事務処理としてはそこにきちんと明記しておくべきだったと指摘をしたいと思います。それから、委託業務内容の実績報告についてお伺いをします。

眞田行政経営管理課長　実績報告書につきましては、契約書の様式に基づきまして、実績報告書を3月31日に提出していただいています。また、成果品である中間報告書もあわせて提出されておりまして、その実績報告書には調査に従事した作業時間等、報告がされておりまして、県として、作業時間の確認、委託料の精算等を行っているところでございます。

志村委員　最終的に6,600万円以上のコストだったという報告があったと思いますけれども、その確認はどのように行ったのでしょうか。

眞田行政経営管理課長　契約に基づきまして、県から示しました業務完了報告書により報告がなされているところでございます。成果物というものは中間報告書になるわけですが、その内容、また業務に際しての連絡実績などから、委託した業務は適切に行われていると判断をしているところでございます。

また、成果物である中間報告書でございますけれども、昭和42年の時点で県有地の造成が完了していた点等々、重要な論点の詳細が明らかになっているところでございます。

また、先ほど申し上げたとおり、知事—その他関係者の責任に関する判例等、あと裁判官の記した有益な文献等に基づきまして、住民訴訟における県の主張・立証といったものの理論構成を補強するものとなっております。委託料に十分見合うものになっていると考えて、判断しているところでございます。

また、住民監査請求の監査結果におきましても、県からは契約関係書類、土地登記書類等の非常に多くの関係資料を受任者に提出しております。このような資料を確認しながら作業を行い、中間報告書に取りまとめたということから、相当な時間を費やした旨、お認めをいただいているところでございます。

志村委員　詳細にお答えをいただいたような気もしますが、確認がどのように行われたのかというところがちょっと不明ではありますけれども、委託業務自体をどのように検証しているのでしょうか。

眞田行政経営管理課長　まず、委託の内容につきましては仕様書が定まっておりますので、仕様書の内容と中間報告書の内容をちゃんと突合いたしまして、矛盾がないかどうか、そこと仕様書どおりのものに

なっているかどうかというところを確認させていただいております。また、作業時間におきましても、契約書の様式に基づきまして、報告していただいております。そこで確認をしているという経過でございます。

志村委員 作業時間のところの実態を確認するすべがあんまりなかったのではないかなとも感じておりますけれども、先ほどありました成果物の中間報告書の納品は、いつどのような形でいただいているのか、お願いします。

眞田行政経営管理課長 委託契約期間が3月31日までとなっております。3月31日当日に委任先の足立弁護士事務所の方に来課していただきまして、中間報告書と添付資料、実績報告書を納品していただいたところでございます。

志村委員 それで、その成果物の内容についてはどのように御判断されているのか伺います。

眞田行政経営管理課長 実際、中間報告書の内容と、それに伴う添付書類は非常に量が多いというところで、まず中間報告書につきましては、実際、数日前に未定稿版を送っていただきまして、事前に業務仕様書との突合等の作業を、あらかじめある程度進めていたところでございます。最終的に、3月31日に中間報告書と添付資料、実績報告書の正本を提出していただきまして、またそこで再度確認をしたという経過でございます。

志村委員 最後に、本件業務委託、それから訟務管理費に関する県としての御評価、どのように考えているのか、お願いいたします。

眞田行政経営管理課長 先ほど申しあげましたこの調査業務委託におきまして、さまざまな重要な論点の詳細が明らかになってございます。また、住民訴訟における県の主張・立証の理論構成を補強するものとなっております。また、住民訴訟で問題となっているのは、平成9年以降のことを御指摘いただいているわけでございますけれども、この業務の対象、昭和初期からの経緯、また議会、監査委員等関係者との関係、あと県と富士急行との癒着の構造ですとか、それとまた未来に向けた手続のあり方などの内容が含まれております。中間報告書の内容自体は県の訴訟に係る答弁書に生かされまして、県の主張を補充・補強しているというものでございますので、対価に十分見合うものとなっておりますと考えております。

また、このほかの訟務管理費におきましては、この調査委託ではなくて、その他の訴訟追行や事務に際しての法律相談、さまざまな法律的な課題等が生じた場合は、法律相談にかかる弁護士経費というものを支出してございますけれども、法に基づく適正な行政事務の執行、またその他の訴訟における県の考え方の適切な主張ですとか、円滑な訴訟追行などにおいて効果的に執行をしていると認識をしてございます。

志村委員 私は、訴訟代理人弁護士の業務と貸し付け業務検証調査の業務がほぼ重なっているように考えられる中で、訴訟の対象業務の中でも長大な歴史的経緯や契約の変遷を調査するということは当然だと考えています。そういう意味では、訴訟業務として行われるべき部分が多々あったとも考えています。また、県は大河内意見書を2月24日に660万円で契約して、3月10日付で所見をもらっています。これと比べても、契約金額は10倍でありましたし、成果物である中間報告書が準備書面の内容に15ページ程度追加したものに過ぎないことを鑑みれば、この支出は大き過ぎたと、問題があったと判断せざるを得ないと申し上げて、質問を終わります。

(戦略的広報実施に向けた体制の確立・推進について)

向山委員 まず、戦略的広報実施に向けた体制の確立・推進について伺います。

令和2年の予算特別委員会の中でもお伺いをいたしました。広報関係事業費の見直しによって、昨年度はどのような成果と効果が生まれたのか、お伺いいたします。

小林広聴広報グループ広聴広報監 昨年度、県では専門的知見を持つ民間人材やコンサルティング会社を活用しまして、セミナーなどを通じた職員の意識向上を図りながら、さまざまな見直しを行ったところでございますが、こうした見直しの効果といたしまして、特に昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、注意喚起など、さまざまな情報発信を迅速に行う必要がありました。知事の記者会見、新聞広告、テレビCM等、さまざまな発信手段を使い分けまして、適時適切に積極的な広報ができたこと、これが効果であると考えております。

主な成果といたしましては、知事記者会見にモニターや手話通訳者を導入しまして、会見回数も75回実施しております。コロナ禍前の平成30年度と比べますと、倍以上となる回数となっております。

また、コロナ関連の情報発信強化といたしまして、県のホームページに専用ページを開設するとともに、一般的にSNSで広く利用されておりますLINEを開設いたしまして、新型コロナ対策パーソナルサポートとして情報発信を強化しました。

そうした効果で、県のホームページの昨年度の全体の閲覧数は、成果としまして約5,600万件、これは令和元年度の2,400万件から2倍以上に増加しているところでございます。

また、本県の魅力を県外に、県内だけではなくて県外に発信するために、首都圏の新聞、雑誌、ウェブサイトなど、メディアに対して積極的な情報発信をプレスリリースというところで行いました。全国メディア等含めて延べ43件が掲載されたところであります。これは広告費を払っていない宣伝効果となりますので、金額換算は一概にはできませんが、大きな成果であったと考えております。

向山委員 着実な成果と効果を確認させていただきました。

次に、新たな取り組みとして行われましたYouTubeなどの動画配信について、どのような実績、また成果を上げることができたか、費用対効果を踏まえてお伺いいたします。

小林広聴広報グループ広聴広報監 YouTube動画の成果でございますが、昨年8月に、県の公式YouTube山梨チャンネルということで、名称も改めてリニューアルを行いました。その実績、成果で、まずチャンネル登録者数一つ目安になるわけですが、リニューアル前は3,000人程度でありましたが、リニューアル後、着実に伸びまして、年度末で約1万3,000人程度増の1万6,000人以上のチャンネル登録者数となりました。

また、内容について、県内在住の人気のYouTuber、MINAMIさんを起用した関係で、公開した16個の動画が平均して再生回数10万回以上という状況になってございます。これによりまして、この山梨チャンネル自体が活性化したということで、総再生数、チャンネル全体、MINAMIさんの動画だけではなくて、山梨チャンネルの全体の総再生回数が、前年度の約40万回から約398万回ということで10倍近く、これはコロナの影響もあったかもしれませんが、10倍近く増加するなど、期待以上の成果を上げていると捉えております。

インターネット動画広報費の費用対効果ということでございますけれども、令和2年度、約2,183万円の経費がかかってございますけれども、先ほどの大幅な総再生回数の増加等を踏まえ、十分な効果が上がったのではないかと評価しております。

向山委員 予算委員会のときにも申し上げましたけれども、1本大体1万回で成功と言われる中で、今の1本の平均数を考えると大変大きな成果があったのではないかなと思います。昨年度の実績を踏まえて、次年度以降、取り組みにどう反映させているのでしょうか。

小林広聴広報グループ広聴広報監 昨年度の動画の成果でお話したとおり、回数、登録者数がふえましたけれ

ども、課題といたしまして、MINAMIさんのファン層である10代、20代など若年層で、あと女性にちょっと若干偏っているという課題もございます。それを踏まえまして、今年度はより幅広い世代に山梨県に関心を持ってもらうために、吉本興業の複数の人気芸人を起用しまして、鉄道旅やアウトドア、料理など、それぞれの芸人の得意分野を生かしたさまざまなジャンルに絡めて山梨の魅力を紹介する動画を作成しました。これはプロポーザルでその企画が選ばれて、現在それに基づいて発信しているわけですが、そういった取り組みに、昨年の状況を踏まえて、見直しを反映しております。

この結果、年度途中でありますけれども、これまでの傾向としまして、視聴者の年齢、性別が分散化しまして、20代から40代を中心に、幅広い年齢から視聴されるようになりまして、課題解決につながっているという状況でございます。

向山委員

本当に楽しい動画もあって、私も拝聴させていただいておりますけれども、制作費は公金であるというコスト意識を忘れずに、明確な目標と動画の視聴を産業観光振興に結びつけるというビジョンをぜひ持っていただいて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

（6,600万円の弁護士費用について）

続きまして、6,600万円の弁護士費用についてお伺いします。

先ほど各委員の皆さんからもありましたが、私は、6月17日付の住民監査請求で指摘された内容について、それぞれ県の見解をまずお伺いしたいと思います。

この6月17日付の住民監査請求におきましては、私自身の解釈で大きく分けて5点の問題意識があったと思っています。

まず初めに、随意契約で行うことは違法であると。具体的に言うと、随意契約は例外的な方式であり、また随意契約が認められる要件は限定的であること。加えて、本件は随意契約が許される場合に該当しないこと。この3点目については、本件契約を一般競争や指名競争入札で行うことは可能であり、足立弁護士に委託する必要があるという理由も明らかではないこと。行政の公正公平、中立性の観点からは、足立弁護士に依頼することはむしろ不適切であり、足立弁護士は不適格であると、住民監査請求書では指摘をしています。この点について御見解をお伺いいたします。

眞田行政経営管理課長 この件につきましては、別に住民訴訟を進行していることから、後々の影響も考慮しなければならない状況でございますけれども、決算認定、県からお願いする立場ということでございまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、随意契約の関係でございますけれども、この本委託業務におきましては、高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士の先生に業務を委託することが必要となっております。足立弁護士におきましては、住民訴訟を通じまして、山中湖畔県有地に係る経緯、また関係法令に関する知識を有しているということから、足立弁護士へ委託することが最適であると判断をしたものでございまして、地方自治法で定める随意契約の要件は明らかに満たしてございます。

向山委員

次に、見積もり合わせを省略していることが違法であると指摘をしますけれども、この見積もり合わせの部分についてお伺いいたします。

眞田行政経営管理課長 見積もり合わせ省略でございますけれども、契約の内容、目的並びに時期等、諸般の事情から、特定の者と契約すべき客観的合理性があることから、県財務規則137条第3項によりまして、特別の理由がある場合に該当するため、見積もり合わせを省略したものでございます。そのような経過から、不適切な点はないと認識をしております。

向山委員

次に、決裁自体が完了していない可能性があるという指摘がありますけれども、この部分につ

いてお伺いします。

眞田行政経営管理課長 決裁の件でございますけれども、まず契約を行うに当たりまして行う支出負担行為伺いというものがございますけれども、こちらは県の総合的行政文書管理システムにおいて処理をしております、決裁者、決裁日は、データ保存されております。そのことから適切に決裁がされたことが確認されておきまして、契約書原本におきまして施行日も確認できているところでございます。このため、決裁手続は適切に行われておきまして、住民監査請求に対する監査結果におきましても、県の主張をお認めいただいているところでございます。

なお、行政文書の開示請求におきましては、現に保存されている文書につきまして、公開できる範囲の文書をそのまま公開することが制度の趣旨でございます、決裁日、施行日が空欄、未記入であった文書を制度にのっとり公開したものでございます。

向山委員

次に、業務委託費用6,600万円は不当に高額であることということで、志村委員からも先ほどありましたけれども、本件においては、訴訟委任契約に基づいて、足立弁護士が本来やらなければならない業務について、別の名目で二重に6,600万円もの公金を支出する契約が締結されたことになると。本件契約は、このように同じか、少なくとも重なる部分の多い業務について、二重の契約かつ極めて高額報酬を支払うこととする契約であり、極めて特殊な契約であった。そのため、本件契約にあつては、通常の弁護士との委任契約とは異なり、公平性を担保することのできる入札等の方式により、契約の相手側を選択すべきであったというふうに指摘をされていますけれども、この部分についてお伺いいたします。

眞田行政経営管理課長 先ほども申し上げておりますけれども、この調査業務委託でございますが、令和2年11月議会におきまして和解の件が継続審議ということになったことから、原告が和解の意思を撤回、訴訟継続になるということでございまして、訴訟追行に際しまして、県の主張・立証を早急に補充・補強する必要が生じたことから、このことを第一に行ったものでございます。

調査の内容、対象でございますけれども、昭和初期から90年以上にわたる経緯の調査、また将来の業務のあり方等も含まれておきまして、この間、多くの関係者の行為が非常に積み重なっております。確認する資料も非常に多いというところでございまして、多岐にわたる争点、課題が非常に絡み合っている案件でございます。

また、本件住民訴訟の問題としておりますものは、平成9年以降の貸し付けについてでございますけれども、調査の対象には、この当該訴訟で問題となっている以前の論点、関係者に関する課題等も多く含まれてございます。このため、一般的な社会通念に照らし合わせましても、訴訟委任契約の対象業務に非常に多くの作業を要する調査業務が含まれていると到底考えられないということで、訴訟委任契約に基づき履行することは不可能と判断しているところでございます。

また、本業務の複雑性、困難性ということから、契約額についても妥当なものであると考えておきまして、この点、住民監査請求に対する監査結果におきましても、県の主張をお認めいただいているところでございます。

向山委員

最後に、5つ目の論点でありますけれども、山梨県議会が設けている県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会の令和3年1月18日の会議におきまして、既に足立弁護士の本件委任契約が成立しているにもかかわらず、足立弁護士に本件委任契約がないとの答弁がなされた。また、その後支払われた6,600万円は、県職員給与費用からの流用という、本来的ではない手法がとられている。理由なく県職員が検証特別委員会において虚偽を述べることは考えがたく、何らかの理由があつたと推察するのが自然である。足立弁護士へ新たに多額の委託料を支払うことを検証特別委員会で明らかにすると、会議が紛糾し、足立弁護士との本件契約及び委託料の支払いが問題視されると考えたことから、あえて虚偽を述べ、本件の支払いを強行したものと推察されると指摘していますが、この部分についての見解をお伺いいたします。

眞田行政経営管理課長 その点につきましては、当時支払いがなされているものとの質問と違いをいたしまして、答弁漏れが生じてしまったという経過であったと承知をしております。県議会検証特別委員会におきまして、この調査委託の執行につきまして、正確な答弁ができず、答弁漏れが生じたことについてはまことに申しわけなく思っているところでございます。

向山委員 県執行部の考え方を確認することができました。

次に、本年3月4日の全員協議会においては、県執行部から、前日の総務委員会で約4,300万円の修正案が可決されたことを踏まえて、議員の指摘に必ずしも十分な対応ができなかった点について率直におわび申し上げるという陳謝があった上で、説明責任という点で説明があったと認識をしています。予算執行のあり方や議会の説明責任という観点から、本6,600万円の支出についてはどのように評価をされていますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 この調査業務委託でございますけれども、住民訴訟の追行に必要なものであったということ、また緊急性が高いということから、既定予算から所要の経費を流用させていただいたものでございます。繰り返し先ほどから申し上げているとおりでございますけれども、同一の項の中で予算執行のための積算内訳である目や節をまたいで経費を融通するということ、これは地方公共団体の長に専属いたします予算の執行権の範囲内であると認識しております、予算を現実に適合させて、円滑に執行するために必要なものであると考えてございます。

一方で、先ほど申し上げたとおり、県議会検証特別委員会におきまして、本調査委託の執行につきまして正確な答弁ができなかったという点につきましては、まことに申しわけなく思っているところでございます。

向山委員 その説明責任と検証特別委員会の部分はわかりますけれども、この予算流用という形で大きな金額が動いたという部分の説明責任についてはどのようにお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 繰り返しになって恐縮でございますけれども、同一の項の中で目、節をまたいで経費を融通するということは、地方公共団体の長に専属する予算執行権の範囲内であるということで、予算を執行するに際しまして必要なものであると認識をしております。

また、流用につきましては、最終的には流用の状況もあわせまして、決算の状況を歳入歳出決算報告書に取りまとめいたしまして、県議会に御報告させていただきまして、決算特別委員会において御審議をいただくということになりますので、決算にあわせて流用の状況も報告されると認識をしております。

向山委員 今、御説明をいただきました部分を踏まえて、住民監査請求においては、監査委員会の判断を尊重するのであれば、違法、不当な支出に当たらないという判断が下されていますので、この部分を尊重しながら、加えてまた住民監査請求、また住民訴訟に展開しておりますので、当局においては司法判断を踏まえて、必要であれば適時適切に対応していただくことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

（新型コロナウイルス関連の予算執行について）

新型コロナウイルス関連の予算執行についてお伺いします。

観光文化部でもお伺いしましたが、令和2年度を通して国の補助金などを活用した事業が展開され、感染拡大を押さえ込むために、医療関係費用に充当された部分が多いと思われませんが、それ以外に産業観光関係予算に重点配分されたと認識しています。総括して、経済的な打撃を受ける、特に産業分野を助けるような予算編成にすることができたか、県としての評価を伺いたいと思います。

山岸産業政策課長 産業分野では、まず商工業振興資金貸付金の融資枠を過去最大の2,700億円まで拡大するなど、万全の準備を整え、事業者の資金繰りを下支えできたものと認識しております。また、地場産業者によるネットを活用した販路拡大の取り組みや購買意欲を喚起するPR事業などへの積極的な支援により、産地の振興にも効果があったと考えております。

雇用対策では、就職フェアの開催による離職者等の就労支援や企業のオンライン採用活動の支援、相談体制強化により、雇用の維持に取り組んでまいりました。

そのほか、営業時間短縮要請協力金や感染者等への休業助成金の支給などを通じまして、感染拡大防止にも寄与したものと認識しております。

令和2年度におきましては、こうした取り組みにより、県内経済の安定化や反転攻勢に向けた対策が実施できたと考えております。

（訟務管理費について）

宮本委員

総の7ページ、訟務費について伺います。既に多くの議員からも質問がありまして、重なる部分もありますが、通告どおり質問させていただきますので、御理解願います。

この6,600万円の訟務管理費の件ですが、住民訴訟で問題としているのは、平成9年以降の対象県有地貸し付けということで承知していますが、本件の検収業務の対象には、山中湖畔県有地にかかわる昭和初期からの90年以上にわたる経緯の調査や議会及び監査委員の責任、県職員と富士急行株式会社との関係、将来の業務のあり方なども含まれており、多くの関係者の行為が積み重なり、関係資料も膨大、多岐にわたり、争点や課題が複雑に絡み合っており、調査の難易度、労力が極めて高いことから、この訟務管理費の6,600万円の契約額は妥当であると考えております。

加えて、その6,600万円の調査委託を対象に請求された2件の、先ほどから話があるように、住民監査請求、これはいずれも請求人の主張には理由がないと認め、棄却されていると承知しています。この棄却の際の弁明書から引用しますと、「本件検証業務については、高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士に業務を委託することが必要とされていたが、足立弁護士は本件住民訴訟を通じ、山中湖畔県有地にかかわる経緯や関係法令に関する専門的知識を有することを県として改めて確認できたことから、足立弁護士へ委託することが最適であると判断したものであり、請求人の主張は適当である」と述べられていると。このように、一般常識の範囲からすれば、確かに6,600万円の訟務管理費は高額という印象を受けないわけではないですが、ただ当然のことながら、弁護士という高い専門性を有する職業の人間が質の高い仕事を行いまして、加えてその仕事に、量ですね、質に対してさらに量の掛け算がされていると。質、量ともにということで、そういった仕事に関して質問ですが、6,600万円の調査委託にかかわる住民監査請求に対する調査において、県から足立弁護士に多くの資料を提出したことが確認されたということを承知していますけれども、どれぐらいの量の資料等を提出してもらったのか、初めに伺います。

眞田行政経営管理課長 成果品である中間報告書記載におきます資料自体は94項目ございます。そのほか、契約関係の書類ですとか、登記の関係、許認可に関する書類等で、量的には1万ページ程度の資料を御提出いただいているところでございます。

宮本委員

1万ページということで、どれぐらいの分量なのかが一瞬把握できないぐらいですが、恐らく弁護士業務というのは1人でやっているわけではないので、恐らくアソシエイトを何人か使って、それを分量に分けて、読んでやっていると認識しますが、普通に私自身、新書を買って読むと、300ページぐらいの本を大体1日かけてようやく読むので、1万ページとなると、純粋に330日かかるぐらいの分量なのかなということもよくわかりますし、しかもそれが行政の書類ということで、高度な専門性を有している方でないと、なかなかこれを読み解き、かつ論点を整理し、そしてそのことから結論を導き出すということは困難であるということがよくわかりました。

次の質問に移ります。

住民訴訟の事例として弁護士費用が高額になった他の都道府県の事例、幾つか調べましたところ、今までも多分論点がほかの委員会等に出ているかもしれませんが、神奈川県が制定した神奈川県臨時特例企業条例の適法性が争われた訴訟がありますが、これは平成25年3月21日に結審ということで、この際の弁護士費用の報酬額3億5,700万円と承知しております。

なお、この際の訴訟提起時の訴訟物の価格、勝ったときということだと思いますが、19億4,321万3,000円と高額であったために、弁護士費用も高額になったと、私なりに理解しております。

そこで質問ですが、本調査委託にかかわる時間単価5万円、この5万円というのが妥当なのか否かということに関して、県の見解、考え等伺います。

眞田行政経営管理課長 本件業務を受任していただいた弁護士の方々につきましては、日本有数の大手の弁護士事務所パートナー等で勤務されている経験を有してございます。そのような経歴を有する弁護士の方々、時間単価5万円というものは、決して異例なものではなく、妥当なものであると認識をしております。

宮本委員 妥当という回答でありますけれども、改めて釈迦に説法ですけれども、物とかサービスの価格は当然のことながら需給関係で決まりまして、需要と供給の関係によって定まると。そのサービスの質が高く、同時にそのサービスを提供する資源が限られていると。つまり、希少性を有していると、経済学上はですね。そうすると、結果として価格が上がるし、または質の高いサービスであっても、それが大量に市場に供給されれば、値段は下がっていくと。今回その5万円というものの妥当性というところで、非常にその専門性を有していて、いわゆる経済学上の希少性を有していると。それがゆえに価格が上がり、それ以外の方にそれを頼むことができないサービスであったと認識いたしました。本当に需給関係の問題の結果の価格であるということですね。

最後の質問ですが、もう一度、棄却された住民監査請求の弁明書から一部抜粋引用いたしますと、「本件検証業務は、令和2年11月定例県議会において、本件住民訴訟にかかわる和解の件の議案が継続審議、実質なくなったというところから、原告が和解の意思を撤回、訴訟継続となったことにより、訴訟追行に際し、県の主張・立証を早急に補充・補強することが第一の目的で行ったものである」と。「本件検証業務により、昭和42年の時点で県有地の造成が完了していた件、富士急行の有価証券報告書を分析しても、富士急行株式会社が主張をするような借地権価格が計上されていない点、昭和42年より以前の土地使用について借地法が適用されていない点、別荘契約者に対する借地権設定ないし販売により、富士急行株式会社が相当の収入を得ている点、県有資産所在市町村交付金は現況を基礎に算定されなければならない点など、重要な論点の詳細が明らかになるとともに、地方自治法第234条第2項や、県知事、その他関係者の責任に関する判例及び文献を徹底的に分析し、裁判官が記した有益な文献を発見し、関係法令の精緻な解釈により、県の主張・立証の理論構成を補強するものとなっている」とあります。

私は、先ほど申し上げたとおり、時間単価は妥当と判断しておりますが、単価に加えて、最後に作業時間数について、本調査委託にかかわる1日当たりの作業時間数の妥当性について、県の見解、考え方を伺います。

眞田行政経営管理課長 お答えに際しまして、先ほど来申し上げますけれども、別に住民訴訟、進行しているということもございまして、その影響も考慮しなければならない状況でございますけれども、決算認定をお願いしている立場ということで、お答えをさせていただきたいと存じます。

作業時間数でございますけれども、大手の弁護士事務所におきまして、困難な訴訟等、対応される弁護士の方々は、依頼者の要請に応えるべく、長時間の作業いとわず対応されて、成果を得ていくということ聞いております。確認していただいた資料の内容、量、作業における連絡実績など踏まえますと、作業時間は妥当であると考えております。

また、住民監査請求の監査結果におきましても、相当な作業時間を費やしたと解されると、県の主張をお認めいただいているところでございます。

宮本委員

妥当性については結果ありきだと思いますので、当然こういった訴訟案件について、県という主体が当然勝訴して、その結果、利益を得るためにやっているわけですから、そのために最も必要な方を選定し、その方に対して対価を払っていくというのは、ある意味、他のさまざまな訴訟に関しても、例えばM&A関係であったり、どこの弁護士が一番妥当なのかということも県が県の主体性を持って最も必要であると、最もこれに適しているという人間を選ぶのが当然のことであると私も考えますので、より一層さまざまな情報を開示していただくこともお願いし、あわせて、この住民監査請求の監査結果に示されておりますが、本調査委託については、随意契約の観点、契約額6,600万円の観点と作業時間の観点、訴訟代理人委任との観点等々、私の判断としては違法性がなく、訴訟における県の主張を補充・補強する上で、大変有効なものであったと考えております。本調査委託の成果、しっかり勝っていただいて、県の主張が認められるように、訴訟追行に引き続き努めていただくことを改めてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

（県債について）

古屋委員

決算特別委員会の審査意見書に基づいて、県債について意見を述べさせていただきます。

第1点目は、一般会計、令和2年度末県債残高は、令和元年から12億3,000万円ほど減少をしております、7年連続の減少となっております、これは高く評価するところであります。一方、防災・減災及び公共施設の老朽化などの取り組みは、巨額な費用が伴うことから、必要不可欠であると考えますが、そこでどのような考え方で県債の発行を管理しているのか、お伺いします。

高橋財政課長

県では、総合計画におきまして、県債残高などから、後年度に地方交付税により措置される額を除いた実質的な県負担を伴う県債等残高、この抑制を財政運営の目標としてございます。

委員から御指摘のありました公共施設の老朽化対策につきましては、この中で有利な交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用いたしまして、最小の県負担で必要な事業を、着実に実施をしているところでございます。

また、国土強靱化や防災・減災対策につきましては、国において令和7年度までの5か年加速化対策として重点的、集中的に実施をしております、県においても必要な事業をきちんと実施をしていくという観点から、県債残高の管理に当たっても、一般分とは別枠で管理をして、積極的に取り組みを進めているところでございます。

古屋委員

第2点は、防災・減災対策などの緊急性の高い事業以外にも、リニア駅前周辺の整備や中部横断自動車道の北部区間の整備など、この先、大型事業が想定されるわけでありましたが、今後の県債の発行残高の見通しについてお伺いします。

高橋財政課長

事業化が決まっていないものや、事業主体や事業規模が明確でないものもございまして、今後見込まれる個別の事案を反映した見通しというのはなかなか困難な状況でございます。

一方で、山梨県財政の中期見通しということで、一定の仮定をもとに推計をしております、これに基づきますと、臨時財政対策債を除いた県債の発行額、これは当初予算ベースで年間300億円台後半を推移する見通しでございます。

また、県債残高につきましては、先ほど御説明をしたとおり、実質的な県負担を伴う県債等残高の抑制というルールに基づいて実施をしていく方針でございます、国土強靱化や防災・減災対策につきましては必要な事業量を確保する一方、一般分の残高については、通常の公共事業の重点化、効率化などによって、着実に抑制を図っていく考えでございます。

古屋委員

最後に、県の債務の状況を客観的にあらわす指数として将来負担率があるわけでありませ

ども、令和2年度の本県の指数は204.8%となっており、前年と比べますと3.8ポイントほど低下をし、改善がなされているわけでありますけど、このような状況についてどのような認識を持っているのか、また今後の見通しについてお伺いします。

高橋財政課長 まず1点目、現状の数値の認識についてでございます。

将来負担比率、これが標準的な財政規模に対する負債の総額の割合ですが、令和2年度は昨年度に比べて3.8ポイント改善をしているということ。そして、この比率が公表開始された平成19年度当時は250%近かった数値が、近年は200%台まで下がっているという状況でございます。そして、健全化計画を定めなければならない早期健全化基準、これが400%という基準ですが、これは大幅に下回っていることから、すぐさま警戒しなければいけない水準ではないと認識をしております。

一方で、全国平均の数値を上回っておりまして、全国順位は32位にとどまっている状況でございますので、引き続き改善は必要という認識をしております。

2点目、今後の見通しにつきましては、分母となります標準財政規模の増減によっても左右されるものでございますので、確実な見込みを行うことは困難でございますが、いわゆる分子の部分、県債等残高の抑制に努めまして、比率の上昇を抑えていきたいと考えております。

古屋委員

いずれにしましても、将来の負担額の大部分は県債が占めているわけでありまして、将来負担額を軽減してくということになれば、先ほども御答弁があったとおり、有利の交付税措置などを使っていたきたいと思います。いずれにしましても、県民のニーズをしっかりと捉えながら、県債の発行に当たっては計画的に発行していただきたいことを求めまして、終わりたいと思います。

（企業立地の推進について）

臼井委員

まず、主要施策成果説明書の3ページ、企業立地の促進についてお伺いいたします。

企業誘致に関しましては、長期間にわたる雇用の創出や県民の所得向上など、経済の活性化が期待できる重要な施策であります。総合計画でも、企業誘致を通じた雇用確保、そして経済活性化をうたい、本県への企業立地や事業拡大を促進するとしておりまして、成果説明書では、昨年度の状況について、産業集積促進助成金により17件の立地企業に対する支援を行ったということであります。

そこでまず、昨年度の助成金の交付実績についてお伺いをさせていただきます。また、そのうち新規企業に対する助成は何件かもお伺いをいたします。

若月成長産業推進課長

昨年度の助成金の交付実績でございますが、17社に対しまして22億1,781万4,000円を交付したところでございます。また、このうちの新規の交付企業ということでございますが、13件。残りの4件につきましては、令和元年度までに事業認定を行った情報産業でありまして、事務所などの賃借料を3年間まで助成できる制度としておりますので、2年目以降の助成金交付となっております。

臼井委員

次に、具体的な助成金の効果についてお伺いいたします。

昨年度、17件の企業に対しまして助成金を交付したということで、雇用にどの程度結びついたのかお伺いをします。また、そのうち県内からの雇用が何人だったのかも、あわせてお伺いをいたします。

若月成長産業推進課長

雇用でございますが、17社の企業立地によりまして増加した雇用人数は381人でございます。このうち、県内からの雇用人数は316名となっております。

臼井委員

県内の雇用人数316人ということで、本当に助成金を交付することで、雇用にも結びついて

いることがよく理解ができました。と言いましても、非常に多額の助成ということになりますので、より効果の高い企業誘致策を常に模索していただくことが必要かと思えます。

県では令和2年度に産業集積促進助成金制度の大幅な見直しを行ったと聞いておりますけれども、次にその概要についてお伺いをいたします。

若月成長産業推進課長 令和2年度の改正内容でございますが、成長性の高い産業、また高い付加価値を創出する企業、こうしたところに重点的な誘致を進めるため、医療機器関連産業であるとか、また水素・燃料電池関連産業、こうした分野に対する助成率の加算制度を設けるとともに、助成限度額の拡充等を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が非常に拡大をしまして、その影響で地方分散という人の流れが出てきたということで、こうした流れを呼び込むために、小規模オフィスの移転を対象といたします助成メニューを追加したところでございます。

臼井委員 制度の見直しの内容、またより高い効果を期待した見直しということで、理解をさせていただきました。

最後になりますけれども、この産業集積促進助成金の制度につきまして、企業誘致のインセンティブとして有効に働いているのか、県としての考えをお聞かせください。

若月成長産業推進課長 県では、今後の誘致活動の参考とするため、昨年度、令和元年度以降に助成金を交付いたしました企業、また本県への立地を決めた企業、こうした企業に対しましてアンケート調査を実施させていただきました。その結果を見ますと、立地を決定した理由の第1位というのは交通アクセスが良いこと、第2位は助成金制度、第3位は本社、自社工場との距離、こうした状況になっております。企業が立地先を選定する理由というのは、これはさまざまですが、助成金制度というのは企業側の立地決定の重要な要因の一つになっているだろうということで、この助成金制度については有効に働いていると考えております。

臼井委員 企業の立地戦略は、雇用環境や市場情勢などで絶え間なく動いているものと思います。経済動向、企業動向をしっかりと的確に把握する中で、助成金が今後最大の効果を発揮するよう、制度の運用を引き続き行っていただければと思います。

（経営革新計画作成による企業支援について）

次に、主要施策成果説明書の35ページ、経営革新計画作成による企業支援についてお伺いをいたします。

本県経済の中で、中小企業は大きな比重を占めており、非常に重要な役割を担っていると思います。一方、中小企業の置かれた環境を見ると、市場競争の激化により、コストダウン競争や高品質化の要求は激しくなっており、また従来の系列関係にとられない下請発注もふえているなど、中小企業が経営革新に取り組むことの重要性は一層高まっているものと思います。こうした中、昨年度、経営革新計画を作成した企業は59社であり、計画策定を含む支援が行われておりますけれども、まずはこれら経営革新計画の計画内容などの概要についてお伺いをいたします。

若月成長産業推進課長 まず、経営革新計画でございますが、対象とする内容の1つ目は新商品や新サービスの開発、2つ目は新たな生産方式であるとか提供方法の導入、3つ目は技術の研究開発、この3本柱になっておまして、こうしたことによりまして経営の向上を図っていくという計画でございます。この分類により昨年の59社を見てまいりますと、新商品、新サービスの開発というのが31件、2つ目の新たな生産方式、提供方法の導入というのが36件、また技術の研究開発が2件という状況でございます。

また、業種別で見た場合、製造業が31社で全体の50%を占めております。また、サービス

業が11社で19%。その後、卸売業、小売業、建設業、飲食店、情報産業等、いろいろ続いていきますが、非常にさまざまな業種で経営革新に取り組んでいただいている状況でございます。

臼井委員 計画内容等の状況を承知させていただきました。

経営革新計画の作成企業数を前年度、その前です、令和元年と比べまして、令和元年度は20社、そして令和2年度は約3倍に増加しています。県ではその理由についてどのように分析しているのかお伺いいたします。

若月成長産業推進課長 まず、経営革新計画ですが、作成をした企業というのは、国の補助金の審査で加点項目になる、有利になるというものがございまして。もう一つ、選定金融機関から低利融資が受けられる、こうしたメリットがあるということでございまして。このため、県では地域の支援機関であります商工会等と連携をいたしまして、経営革新計画の作成を促しているというものがございまして。

また、中小企業側の状況ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、新たな商品であるとか新たなサービス、こうしたものを開発、また販売方法を変更していくという経営転換が求められていたという事情もございまして。

こうした結果、令和2年度におきましては、平成11年に制度が始まりましたが、最多となる59件、前年度の約3倍の計画が策定されたのだろうと考えているところでございまして。

臼井委員 私の周辺の例えば飲食店におきまして、テイクアウトに取り組まれたりとか、あるいはECサイトを新たに構築されるなど、業態転換というか、新たな取り組みを進める会社や事業所も多かったのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症の影響というのは、間違いなくあったと、私も感じているところでございまして。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響などで、各事業者が策定する経営革新計画の内容にも変化が起きているのか、その点についてお伺いいたします。

若月成長産業推進課長 コロナの影響で、中小企業におきまして、デジタル化であるとかオンライン化の加速、また生産工程の効率化、こうしたものが求められたことに伴いまして、経営革新計画の内容にも変化が生じていると考えております。具体的な例といたしまして、清掃業においては、会社の中、工場の中で感染者が出た場合であっても、そうした場合の生産管理体制の構築を進めるということで、遠隔からリモート操作が可能な製造装置を導入するとか、またジュエリーの関係で言えば、仕上がりのイメージを取引先とオンライン上で共有できるシステムを構築する。また、オンラインによる音楽教室とか、オンラインで楽器販売、こうした計画が見受けられたところでございまして。いずれもコロナの影響、移動自粛という、こうした旨の対応ということで出てきているのだろうと承知をしているところでございまして。

臼井委員 さまざまな業種の中小企業の皆様が、経営革新計画を作成して、コロナ禍を乗り切ろうとしているという状況がよく理解できました。と言いまして、各事業者が経営革新計画を策定して、自社の強み、そして今後の方向性等を把握することは大変重要でありますけれども、計画だけをつくって、なかなか実効性が伴わない、こうなってしまうのは大変意味がないと思っています。計画策定に当たって支援するだけでなく、計画の実行に当たっても、しっかりと支援していくことが肝要であると思いますけれども、この点についてどのように県は支援しているのか、お伺いいたします。

若月成長産業推進課長 中小企業が経営革新計画に取り組む中、解決をしなければならないさまざまな課題というものが出てくるだろうと。そうした場合に、県で中小企業経営革新サポート事業というものを設けておきまして、各会社の課題に適した専門家を派遣して、具体的な相談に乗るとかアドバイスをするというを行っております。

また、計画に位置づけた事業を実施する際に、今度は資金が必要になった場合、例えば機械装置を入れる、また広報費が必要だとか、展示会への出展費みたいなものが要という場合には、やまなしイノベーション創出事業費補助金というものを広報させていただきまして、計画の推進、を後押ししているということでございます。

白井委員 中小企業がコロナ禍でまだまだ厳しい状況に置かれていると考えています。私といたしまして、県のこういった取り組みを中小企業の皆さんにしっかりと伝えていきたいと思っておりますし、また県としても中小企業の経営革新を引き続きしっかりとサポートしていただくことをお願いしたいと思っております。

（企業立地の推進について）

桐原委員 主要施策成果説明書3ページの企業立地の推進についてお聞きいたします。
企業誘致については9月議会でも質問したところですが、県では、本県の地理的優位性にすぐれた交通環境などを十分に生かして企業誘致を積極的に進めていくとの答弁をいただいたところですので。私としても、新型コロナウイルス感染症の影響で本県経済がかたがた厳しくなっている中、企業の投資を積極的に取り組んでいくことは、極めて重要だと考えております。
こうした中、昨年度の状況を見ていきますと、県では工業団地の整備や産業集積促進助成金などにより、本県への企業立地や事業の拡大を推進してきたとのことですが、具体的に誘致、雇用がどのように拡大、推進したのか、近年の状況も踏まえ、昨年度の実績をどのように考えているのか伺います。

若月成長産業推進課長 まず、近年の状況についてですが、助成の件数、産業集積助成金の助成の件数、また雇用量、過去10年を見ても、平成28年までは助成件数は一桁台になっておりました。また、雇用量も100人以下の年度が多かった状況でございます。近年、平成29年度以降でございますが、助成件数は平成29年が10件、平成30年が18件、令和元年が14件ということで、非常に企業立地が活発化している状況でございます。こうした中、昨年、令和2年度につきましては、助成金の件数で17社、雇用量が381人ということで、助成件数は制度を創設してから過去2番目と、また雇用量については過去最大ということになっております。
昨年度はコロナの影響でなかなか十分な企業誘致活動ができなかった状況ではありますが、そうした中であっても、企業誘致というものをしっかりと進めることができたのだらうと考えております。

桐原委員 昨年度の実績と、それに対する県の考え方についてはよくわかりましたが、こうした企業誘致は、県だけでなく、市町村にとっても、雇用面、地域活性化面でも大きな課題であり、県として市町村の取り組みを後押ししていくことが必要だと考えます。
そこで、企業誘致を推進するに当たり、市町村に対してどのような助言指導を行っているのか伺います。

若月成長産業推進課長 企業誘致につきまして、市町村にとりまして、非常に重要な課題であると考えております。このため、県と市町村が一体となって取り組んでいくことが非常に重要であると考えております。このため、県と市町村等で企業誘致に関する協議会を設けておまして、こうした場で情報共有であるとか相談ができる体制を構築しております。
また、企業誘致施策のなかめになります産業集積促進助成金につきましても、市町村と協調して助成を行う制度としているところでございます。また、県では市町村が行う工業団地の整備に対して補助を行っておりますので、市町村と連携した誘致にしっかりと取り組んでいくと考えているところでございます。

桐原委員 本県経済の発展のためには、引き続き県と市町村が一体となった取り組みにより成果を上げていただきたいと思いますが、とはいえ企業誘致は単年度で成果が上がる事業ではないと認識しております。

そこで最後に、昨年度の成果を踏まえ、今後の企業立地推進の取り組みと課題についてお伺いをいたします。

若月成長産業推進課長 まず、令和2年度の成果といたしましては、助成件数17件で、過去2番目と、また雇用人数では過去最大の381人に増加というのが一つございます。あとは、制度の運用という話になりますが、成長分野の取り込みであるとか、コロナでの地方分散の流れ、先ほど臼井委員に答弁をいたしました、取り込むための助成金制度の見直し、こうしたものを行ったということでございます。

一方で、企業誘致の環境というのを見てみますと、中部横断道が開通するというところで、企業側の動きが非常に活発化をしている状況です。これに伴って、事業用地の不足感が非常に強まってきている。中部横断道につきましては8月に開通をしたということで、こうした状況というのは、さらにまた強くなっていると考えています。このため、まずは市町村と緊密な連携をいたしまして、事業用地確保、こうしたものをしっかり進めていきたい。具体的には、土地利用調整の特例が受けられる重点促進区域というものの拡大に取り組んでいきたいと考えています。

また、高速交通網の整備というのは、企業誘致の絶好の機会になりますので、助成金制度を最大限活用しながら、東海・中京圏、関西圏も視野に、優良な企業を県内に呼び込んでまいりたいと考えているところでございます。

桐原委員 企業誘致は極めて困難な仕事であると承知しておりますが、コロナで落ち込んだ本県経済が再び大きく羽ばたくよう、市町村とともにしっかりと取り組んでいただくことを期待いたしまして、質問を終わります。

(やまなし地域プロモーション戦略について)

小越委員 説明資料1の4ページ、観光促進指導費1,980万円、昨年度は観光文化部所管のやまなし地域プロモーション戦略について伺います。

この事業は当初予算がなく、県内観光反転攻勢の一環の実施と聞いていますが、誰がいつ発案し、事業決定となったのか、経過を伺います。

柏木政策調査グループ政策調査監 本事業につきましては、昨年4月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたことを受けまして、観光文化部におきまして、コロナ禍からの反転攻勢のため、観光産業などの高付加価値化を図り、地域経済に幅広く波及効果を行き渡らせるための施策を検討する中で、昨年6月補正予算に県内観光産業反転攻勢支援事業として計上したものでございます。

小越委員 公募型プロポーザルで、株式会社ATOMに委託されています。委託決定までの経過について御説明ください。

柏木政策調査グループ政策調査監 本委託事業者の選定に際しましては、公募型のプロポーザルを実施しております。本事業には4社から応募がございました。審査委員会におきまして、事業目的に沿ったすぐれた提案となっているかなどを審査した結果、最高得点を獲得した事業者である株式会社ATOMを委託先として選定したところでございます。

小越委員 お配りしました資料、ごらんください。選定委員は1次、2次とも県庁の次長、課長です。委託費用1,980万円の内訳について御説明ください。

柏木政策調査グループ政策調査監 プロポーザルの際、事業者から提出された見積書の内訳でございますけれども、まずプロモーション戦略案の作成が500万円、本県及び本県の地域資源のブランド価値調査が940万円、意欲ある生産者などへの支援のためのヒアリング、あるいはセミナー開催などが260万円、その他一般管理費などを合わせまして1,980万円となっております。

小越委員 ブランド価値調査費940万円、マクロミルのアンケートパネルを使っています。マクロミルには幾ら支払ったのでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 本事業につきましては、公募の際に県が提示をした限度額の範囲内におきまして使用するに定める業務を実施したものでございます。ただ、経費配分は指定をしておりませんので、契約上、委託先事業者が業務執行に当たって支払った金額の明細までは求めておりません。そのため、株式会社マクロミルの支払い額は承知をしておりません。

小越委員 セミナー開催費260万円、会場は県立図書館でした。4人の講師のうち、1人は知事、1人はウェブ参加、2人がリアル参加です。図書館ですので、会場費はさほどかかっておりません。講師の方には幾ら支払ったのでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 先ほどの御質問と同様、各講師への支払い額につきましても、当方では承知をしておりません。

小越委員 ATOMの親会社、オーパスのホームページによりますと、この講師のうち1人はATOMの取締役となっています。ATOMに委託しているのに、ATOMの取締役にも支払うのでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 講師それぞれについて幾らお支払いをしたのか、御指摘の取締役に关しましても支払いがあったのかどうかということも、当方では承知をしておりません。

小越委員 セミナー開催費260万円は妥当なのでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 先ほど御説明をさせていただきましたとおり、セミナー等の開催費用が260万円ということでございますけれども、セミナーそのものの開催費用はおおよそ半分ということで見積もりをいただいております。それ以外、セミナーを開催する前に県内のさまざまな事業者へのヒアリング、あるいはセミナー開催後の事業者を集めた意見聴取、それから今後の方向性の検討等々の費用を含めて260万円ということで積算をされております。

小越委員 県が出しました業務仕様書によりますと、「ヒアリング等に係る経費は受託者が負担すること」、つまりこれは、セミナー開催費の中ではなく、ATOMが負担するのではないですか。

柏木政策調査グループ政策調査監 必要な費用といいますが、事業者が移動に要する経費、あるいは会場を設ける際に必要な費用ということで、認識をしております。意欲ある生産者への支援ということで、必要な検討を行う業務の中で、さまざまな事業者にヒアリングを行っておりますけれども、それぞれ具体的に実際に幾ら経費が要したのか、詳細までは承知をしておりませんが、事業の組み立てを考える、あるいは今後の展開を戦略に反映するといったもろもろのコンサルティング業務を行っているものと認識をしております。

小越委員 業務仕様書には「ヒアリングに係る経費は受託者が負担すること」って書いてあるんですよ。そ

れなのに、それはATOMに支払ったからいいということになるのでしょうか。マクロミルにもセミナー講師にも幾ら支払ったか、県は把握していない。それでよいのでしょうか。どう認識されていますか。

柏木政策調査グループ政策調査監 契約額の範囲内で仕様書に求める業務を効率的かつ効果的に実施することを求めていますので、契約上、支払い明細は求めています。

なお、県が求める業務内容が履行されているかどうか、確実に履行されているかどうかにつきましては、委託業者とのミーティング、あるいは業務実績報告書によりまして、確認をしております。

小越委員 委託業務契約書によりまして、委託業務に要した経費の帳簿、証拠書類は5年間保存すると書かれております。委託先に幾ら支払ったのか、県は確認する必要があると思いますが、いかがですか。

柏木政策調査グループ政策調査監 委員御指摘のとおり、確かに関係帳簿の保管は義務づけております。ただ、業務実績に照らして適切な履行が行われていると確認をしておりますので、現在のところ、支払い明細につきましては特別な確認をしております。

小越委員 セミナー開催、リアル会場参加は21人、オンラインの参加は64人です。参加者数も少ないと思います。その割に高額過ぎると思います。この事業は、7月10日付でATOMに同じような事業が農政部で委託されております。マクロミルのアンケートパネルも農政部が使っております。同一時期に農政部と観光部の委託先が同じです。選定委員には、農政部、観光部の人も入っています。委託業務の費用を把握しようとしません。余りに不自然です。さらに、今年度、地域プロモーションとしてATOMが5,832万円で受けていることを指摘しておきます。

(訟務管理費について)

次に、質問時間の配分の関係で、まず総7ページ、訟務管理費について伺います。

調査業務委託6,600万円の委託経過について伺います。いつ誰がどのような理由で6,600万円の支出を決定したのか御説明ください。

真田行政経営管理課長 本件につきましては、別に住民訴訟が進行しております。そちらへの影響も考慮しなければならぬ状況にはございますけれども、決算認定をお願いしているという立場からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、お尋ねの点でございますけれども、令和2年11月議会におきまして、和解の件が継続審議となっております。11月議会閉会后、知事から、住民訴訟が継続となる可能性が高くなったということから、早急に県の主張を補充・補強するようという指示がなされまして、県におきまして、今後の作業内容を検討、調整いたしまして、年明けの令和3年1月に必要とされる決裁手続を経まして、契約を締結したものでございます。

小越委員 知事からの指示だったということですね。

それで、この6,600万円の妥当性について、財政課としてこの金額は高いと思わなかったのでしょうか。問題はないと考えたのでしょうか。

高橋財政課長 事業費の規模につきましては、事業の内容や必要性、緊急性などの積算を踏まえながら判断をしたものと承知をしておりますので、必要な経費を計上したものと考えています。

小越委員 財政運営のことを考える中で、6,600万円は知事の指示だからといって、そのまま年末に流

用してやったのは、不自然だと思います。

そこで、タイムチャージの採用についてです。タイムチャージを採用しておりますが、実際の業務時間を確認したのでしょうか、まず伺います。

眞田行政経営管理課長 契約に基づきまして、県から示した業務完了報告書により報告がなされているものがございます。成果物である中間報告書の内容、業務中途におきます連絡実績等々から、委託した業務は適切に行われていると判断しているところでございます。

なお、住民監査請求における監査結果におきましても、多くの関係資料の確認を行いながら中間報告書を取りまとめているということから、相当な作業時間を費やしていると解されると、県の主張をお認めいただいているところでございます。

小越委員 この業務に携わった3人の弁護士さん以外に、先ほど宮本委員からもありましたアソシエイトの方々が携わったということはあるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 契約上、そのような報告を求めるという定めにはなっておりませんので、こちらでは承知しておりません。

小越委員 では、この6,600万円は、誰が何時間やったのか確認していないわけですよね。3人の弁護士なのかアソシエイトか、わからない。これでは、タイムチャージを採用しているのが余りに不透明だと思います。裁判所に提出した書面と中間報告書は、大半が同一文書であります。中間報告書提出前に、裁判所に提出されております。この6,600万円と弁護士費用と、二重払いではありませんか。

眞田行政経営管理課長 本調査業務委託につきましては、令和2年11月議会におきまして、和解の件が継続審議となったことによりまして、訴訟を今後進行するに際しまして、県の主張・立証を早急に補充・補強する必要性が生じたことを第一に行ったものでございます。このため、中間報告書と裁判所提出書面、準備書面等々が重複することは当然のことでありまして、調査の過程の中で判明した事項につきまして、裁判所提出書面に反映されているものでございます。

小越委員 年末、知事の指示のもとに、十分な検討もなく巨額を支払い、予算の流用で議会に諮ることもなく、しかも二重払いであることは濃厚だと思います。県の監査が認めたと思って正当とは言えません。今、違法であると裁判所にも訴えられております。このような6,600万円は県財政に損失を与えたことにより、私は大きくこの問題を指摘しておきます。

(新型コロナウイルス対策について)

次に、説明資料産5ページ、商工諸費のコロナの営業時間短縮による協力金の支払いについて伺います。

まず、協力金の件数と支払金額について伺います。

山岸産業政策課長 令和2年度中に支給した協力金の支給件数は1,536件、支給額は8億5,052万円です。なお、協力金は令和3年度に繰り越して、再度の申請期間も設ける中で支給しており、令和3年10月末までの全体の支給件数は4,293件、支給額は22億3,640万円となっております。

小越委員 昨年度支払ったのが1,536件。しかし、対象は4,939件っていうことで、大幅に違いがあるのはなぜですか。

山岸産業政策課長 お答えした1,536件は、令和2年度中の支払い分ということですので。申請件数は4,548

件となっております、全体で4,293件まで支払いをしております。

差につきましては、審査の結果、不交付となったもの、これにつきましては、例えば営業の実態が伴っていなかったものなどがございます。

小越委員 不交付となったところが3,000件もあったということですか。

山岸産業政策課長 令和2年8月から3月8日までの申請が4,548件、支給件数が1,536件で、残りは令和3年度に繰り越しをして支給をしているということです。不交付決定につきましては143件、それ以外に申請者から申請取り下げがあった分が122件ありますので、ほかにつきましては支給をしているということになります。

小越委員 この協力金の支払いは、グリーン・ゾーン認証のお店を条件にしたと聞いております。それで、1月末のときに、このグリーン・ゾーン認証の申請を急に駆け込んだ方がいらっしゃると聞いております。1月末の支払い対象件数がなぜふえたと思えますか。

山岸産業政策課長 グリーン・ゾーンの認証につきましては、委員御指摘のとおり、1月23日以降、2,000件を超える追加の申請がございます。これにつきましては、この店舗がしっかりと感染対策をとって、お客様を安全にお迎えするというところで、御協力をいただいたものと認識をしております。

小越委員 1月に協力金を出すに当たって、グリーン・ゾーン認証を条件としました。だから、12月末のときと比べて、申請が急増したと思えます。それは、協力金が支給されるからグリーン・ゾーンの認証を取らなくてはならないということで、グリーン・ゾーンの認証をしないと協力金がいだけないからだだったと思えます。事業所は現金給付を切に求めていた裏返しだと、私は思いません。支援金をこの間、山梨県は出しておりません、昨年度。県独自の支援金を出さなかった。この姿勢は、コロナ対策において、後手になったということを指摘しておきます。

（県の財政運営について）

次に、監査委員の審査意見書2ページから12ページの県の財政運営についてです。

コロナ対策で、地方創生臨時交付金やコロナ感染緊急包括支援金が交付されました。コロナ対策で、県単独で費やした金額は幾らあったのでしょうか。

高橋財政課長 新型コロナ対策につきましては、通常想定されない需要でございますので、個別補助金がある場合を除いて、国の緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金を活用することが基本だと考えてございます。このほか発生した一般財源につきましては、例えば保健所における人件費の増や宿泊療養施設におけるスタッフの人件費などがございますが、通常の業務との切り分けが難しいことから、金額でお示しすることは困難でございます。

小越委員 金額はどうして示されないのですか。県単独のいろんなところにそれがないと、県としてどのような実績があるかわからないのですが、どうしてわかんないんですか。

高橋財政課長 基本的には、コロナ対策に必要な経費は個別補助金や、そして包括支援交付金、そして臨時交付金を活用しておりますので、一般財源を活用している事業というのは、ほぼないという状況です。

小越委員 コロナ対策で、県単独で費やしたお金はほぼないという答弁がありました。緊急包括支援金、約260億円交付され、61億円返還するということになりました。地方創生臨時交付金は、昨年度、110億円全て充当したと答弁がありましたが、そもそも臨時創生交付金は幾ら県に交付

され、昨年度の執行額は幾らなのか伺います。

高橋財政課長 令和2年度におきます地方創生臨時交付金の配分額でございますが、地域の実情に応じて実施をいたします単独事業などに幅広く活用できる交付金、これが224億円余、そして営業時間の短縮要請に応じて飲食店等に対する協力要請の推進枠が6億8,000万円余、合わせて230億8,100万円余でございます。このうち、令和2年度の事業に充当し、年度内に執行した額は110億4,600万円余でございます。

小越委員 先ほどの委員の質問の中で、この臨時創生交付金は、令和3年度全て充当するという答弁がありました。先ほど、県単独のコロナ対策に費やした予算はほとんどないという答弁がありました。この間、財源が不足するからとして、県独自の事業所への協力金はありませんでした。しかし、決算から見ると、財政調整基金の取り崩しは回避し、財政収支も改善。昨年度は黒字に回復しています。財源がないと不安だけを言いながら、やるべきことをしていかなかったとも言えることを指摘しておきます。

（訟務管理費について）

飯島委員 まず、訟務管理費についてであります。
 本日、今まで私の前に5名の委員がこの案件で発言されています。間違いなく、県議会イコール県民の関心の高さを示すものだと思います。
 流用という手続は、法的には何ら問題がないのは承知しております。しかし、専決処分と比較しますと、専決処分であれば、その次の議会において承認という手続があり、議会としてその内容を知ることができ、議決することができます。一方、流用は、今回の事案でもそうですが、表面には出ないものだから、議会に知れずして支出されてしまっています。議会が蚊帳の外です。議会が正常に機能してない状態であります。まず、このことをお認めになっていただけますね？

眞田行政経営管理課長 まず、先ほど来申し上げておりますけれども、この調査委託につきましては、別に住民訴訟を進行してございますので、影響も考慮しなければならない状況にございますけれども、決算認定をお願いしているということでございますので、御答弁をさせていただきたいと存じます。
 まず、本件の流用の関係でございますけれども、流用につきましては、経費の性質にかかわらず、法令の範囲内であるということを前提といたしまして、緊急性などを考慮して、流用の可否を判断しているところでございます。
 また、地方自治法、逐条解説等々におきましても、政策的経費等における流用を禁じることは示されておりません。
 また、この調査委託ですけれども、住民訴訟の追行に必要なものであったこと、緊急性が高いことから、既定予算から所要経費を流用し、対応したものでございます。
 流用につきましては、先ほど来から申し上げたとおり、地方公共団体の予算執行のため、積算内訳である目や節をまたいで融通するということは、地方公共団体の長に専属する予算の執行権の範囲内でございます。
 また、最終的な流用の状況もあわせまして、決算の状況、決算報告書、歳入歳出決算報告書に取りまとめまして、県議会へ御報告いたしまして、当決算特別委員会において御審議をいただくということになりますので、決算にあわせまして、流用の状況も報告されるものであると認識をしております。

飯島委員 長々答弁ありがとうございました。ただ、私の質問に答えていただけなかったことが残念です。時間がないので進めます。
 この流用が法的に認められるということを勘案しても、本来の流用の趣旨は、今回のような特殊な政策的な経費、それもこのような6,600万円という高額な支出を本来は想定していないの

ではないかと私はと思いますが、見解をお願いします。

眞田行政経営管理課長 先ほど申し上げたとおり、地方自治法と逐条解説などにおきましても、このような政策的な経費への流用を禁じるということの解説は示されておりません。

飯島委員 予算においても、流用して当該事業を実施した旨の説明がない限り、議会として支出の正当性等を全く審査できない状況に置かれているのです。これが全く議会が機能していない状態であることを改めて申し上げます。

最後に、では、ほかに政策的な経費として議会に説明せずに流用した事例は、昨年度はあるのでしょうか。

高橋財政課長 流用した事例があるかどうかという御質問でございますが、流用につきましては、金額の大小もございまして、案件にもよりますけれども、規定の予算の中で経費を融通するということも行われているものでございますので、このほかにも存在をしていると承知をしています。

飯島委員 ちょっと理解できなかったのですが、今後、決算委員会が過ぎても、正常な議会のためにこういう議論は必要だと思います。

（宿舍管理費について）

総7ページの宿舍管理費についてであります。

事前に令和元年度分と令和2年度分の比較表をいただいております。その比較表の内訳で、需用費、役務費、委託料、工事請負費、交付金は、令和2年度は令和元年度に比べ減少しています。使用料及び賃借料だけがふえていることが確認できました。この使用料及び賃借料の中に知事宿舍借り上げが含まれていますが、そのふえた原因はこれに起因するのか、まず伺います。

小澤資産活用課長 知事宿舍の借り上げ料が、令和2年度が令和元年度に比べて増加しているという点についてでございますが、令和2年度は1年間を通して借り上げを継続しております。令和元年度につきましては、年度の途中の10月から入居といいますか、契約を開始したということで、その分の差額が増加しているということでございます。

飯島委員 期間が違うということで、明白になりました。
それで、一体、知事宿舍借り上げ賃料は月額幾らになるのでしょうか。

小澤資産活用課長 賃料は1カ月当たり17万4,000円でございます。

飯島委員 この賃料を決定するのに、どのような手続きでこの賃料が決まったのでしょうか。

小澤資産活用課長 県におきまして、不動産鑑定士から適正な家賃額についての意見を徴したところでございます。賃料は、その金額をもとに相手方と合意して、決定したところでございます。

飯島委員 よくありがちな話ですけれども、入居に際してリフォームや改修ということがよくありますが、そのような実績はあるのですか。

小澤資産活用課長 県では、入居に当たり、リフォームや改修等は行っておりません。

飯島委員 最後に、賃料の支払い先を教えてくださいませんか。

小澤資産活用課長 支払い先、つまり家主の情報につきましては、知事の宿舎の場所、位置、具体的なものが特定されるおそれがあることから、情報提供は差し控えさせていただいているところでございます。知事の宿舎につきましては、知事の身体の安全確保の観点から、その具体的な場所が特定されるおそれがある情報については、従前よりお答えは差し控えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

飯島委員 質問ではありませんが、県民の血税である県費の支払い先を公開できないというのは極めて不自然であり、到底県民の納得することではないことを申し上げて、終了します。

質疑 県民生活部、警察本部関係

（甲斐警察署の整備について）

猪股委員 説明資料の警4ページ及び6ページ、警察本部庁舎等整備費に関する甲斐警察署の整備について、幾つか伺います。

甲斐警察署の整備費執行残について伺います。甲斐警察署は、人口動態、事故や犯罪の発生状況等を考慮し、加えて警察署機能の向上等から現在の場所に移転が決まり、令和3年度の供用開始に向けて工事が進められてきたと承知しております。警察本部庁舎等整備費の支出が20億2,000万円余となっておりますが、そのうち甲斐警察署に係る整備費及び執行残についてまず伺います。

進藤会計課長 警察本部庁舎等整備費のうち、甲斐警察署の建設事業費につきましては18億6,790万853円であり、その主な内訳としましては、工事請負費18億4,564万3,780円、備品購入費1,543万4,210円などです。また、甲斐警察署建設事業費の執行残につきましては6,481万9,147円であり、その主なものは工事請負費です。

猪股委員 次に、新庁舎の特徴について伺います。甲斐警察署は、県下12警察署の中で最も新しい警察署となります。そこで、新たな警察署を建設するに当たって、他の警察署と比較して、機能性や効率性等の面において強化したものがあつかを伺います。その辺に対してお伺いいたします。

進藤会計課長 他の庁舎と比較した機能性などの特徴につきましては、来庁者の利便性の向上性を図るため、来庁者用の駐車場を約40台分ふやしたほか、大規模災害に適応できる災害警備拠点機能を強化するため、2階以上のフロアに電気室、発電機室等を配置しました。また、女性が働きやすい職場環境とするため、女性専用の休憩室、シャワールームを整備したほか、女性用更衣室にシャンプードレッサーを設置したところであります。

猪股委員 次に、供用開始に伴う業務の継続について伺います。令和3年5月の新庁舎の供用開始に伴い、滞りなく業務の継続を図ることができたのか伺います。また、警察署が韮崎市から甲斐市に移転したことで、韮崎市民の治安維持に関する不安解消をするためにどのような取り組みを行ったのか、伺います。

川口警務部参事官 甲斐警察署の移転に伴います業務の移行をスムーズなものとするために、県警察におきましては、業務の移転・移行に必要な作業でありますとか生じるであろう問題点について、各部門における専門的な観点からさまざまな検討を事前に重ねてまいりました。

また、地域の住民を初め県民の皆様方には、移転に関する情報について、ホームページや、あらゆる広報媒体を利用して情報を提供するなど、周知を図ってきたところでございます。

その上で、引っ越しに伴う警察署の機能に停滞を生じさせないため、窓口利用の少ない休日、今回につきましてはゴールデンウィークが間近でありましたので、そういった期間を利用いたしまして、作業や各種システムの変更を行うなど、配意してまいりました。このような取り組みによりまして、特に問題点もなく、また警察署の機能に支障を来すこともなく、新庁舎への円滑な業務の移行が図られたものと認識しております。

次に、警察署の移転に伴いまして、韮崎市民の治安に関する不安解消に向けた取り組みについてお答えをいたします。

県警察では、警察署の移転建てかえに関しましては、新しく警察署が設置された現在の場所が管内の中心に位置することや、国道20号を初め主要幹線道路に面すなど、非常に交通アクセスが良く、警察の機動力を最大限に生かすなど、治安に対する効果につきまして事前に丁寧に両市の皆様に説明をさせていただき、御理解をいただいております。

その上で、JR 蕪崎駅前に設置されました蕪崎駅前交番の老朽化に伴いまして建てかえを行うに際しましては、さまざまな交番の機能強化を図りつつ、蕪崎市の新たな治安拠点とすべく、警察署の運用開始に先駆けまして、蕪崎交番といたしまして新しい交番を開所いたしましたところでございます。

この蕪崎交番には、県内で唯一警部を配置しているほか、困り事などについて、警察署に行かなくても交番において、プライバシーに配慮しつつ相談を受理できるような相談室を設置したり、また、運転免許証の記載事項の変更等、一定の手続きにつきましても交番において受けられるような人員を配置したりですとか、交番機能を大幅に強化いたしました。加えて、市民の方々が交番を利用しやすくするために駐車スペースの拡大を図るなど、利便性の向上にも努めたところがございます。

今後におきましても、蕪崎市の新たな治安拠点を中心に、迅速な事案、事件・事故対応、また住民への行政サービスの向上に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

猪股委員 この新しい警察署が地域の安全を守る警察活動の新たな拠点となり、両市民に安全と安心をより一層実感してもらえるよう、しっかりした取り組みをいただくことをお願い申し上げ、質問を終わります。

（女性活躍社会の実現について）

乙黒副委員長 それでは、女性活躍社会の実現についてお伺いいたします。主要施策成果説明書の63ページに記載してあります。

まず初めに、女性が活躍できる社会を実現するためには周りの人々の意識を改革する必要があると思いますが、事業の詳細についてお伺いします。

雨宮県民生活総務課長 女性の活躍推進や、男性の家事・育児参画を積極的にサポートする県内企業をふやまして、女性が働きやすい職場環境を整えるために、女性活躍応援プロジェクト事業を実施しております。このプロジェクト事業では、企業経営者や管理職、女性などに向けまして講演会や研修会、セミナーを実施し、対象ごとにアプローチをしております。

また、経済団体や企業、行政などの関係機関21団体が連携・協力しまして、女性活躍推進を進めるためのネットワーク会議を開催し、取り組みを効果的に進めるため、昨年度は県の取り組みや県内における女性活躍先進企業3社の取り組みについて発表したところです。

乙黒副委員長 さまざまな立場の皆さんが連携して、こういった意識を高めていくことは大事だと思いますが、特に企業内における女性の立場はまだまだ弱い部分が多くあると思います。そんな中で、企業に対する施策について詳細をお伺いします。

雨宮県民生活総務課長 企業に対しましては、対象ごとに講演会や研修会などを実施し、働きやすい職場環境づくりに向けた企業の取り組みを支援しております。

具体的には、企業経営者や管理職を対象とした女性活躍先進企業に学ぶ研修会、これには165名。人事担当者などを対象とした女性活躍企業育成セミナーには36名。女性社員などを対象としたキャリアデザイン研修会には223名。経営者や男性社員を対象としたイクメン・イクボス推進セミナーには37名。合計で461名が参加しております。

参加者からは、「他社の取り組みを知る機会はなく、参考になった」「管理職の意識改革が大変」などの声がありまして、アンケートでは9割を超える参加者が「女性活躍を推進していく上での動機づけになった」と回答しております。さらには、女性活躍推進に取り組む企業を、基準に基づきまして山梨えるみんな認定企業として認定しております。

乙黒副委員長 さまざまな試みによっていろいろと女性の立場がどんどんよくなっていけばいいなと思います

が、山梨えるみんなといった認定をしっかりと発信していただいて、認定を取った企業が、よりそこに就職したいと思えるような醸成も必要だと思いますので、しっかり発信も伴ってやっていただきたいなと思います。

最後に、男性が子育てにかかわる意識を高めていくことも重要であると考えますが、そういった男性への施策について詳細をお伺いします。

雨宮県民生活総務課長 当課では、イクメン・イクボス推進セミナーというのを実施しております。昨年度は、社会保険労務士であり、厚生労働省の仕事と家庭の両立支援事業の育児プランナーが講師となりまして、仕事と育児の両立支援のための意識改革や働き方の見直しを行うために、職場全体で男女を問わず働きやすい環境づくりに向けた取り組みや、育休取得、復帰に向けた環境整備について研修を行いました。

乙黒副委員長 イクメンとかそういう言葉は、逆に今もう死語となりつつあるのかなと。そんなこと言わないでも、さっと当たり前のようにやる環境というのがやはり大事だと思いますので、山梨県が女性にとって優しい部分になるように、これからもぜひ継続してください。

（食の安全・安心の確保及び食品ロスの削減について）

大久保委員 食の安全安心の確保及び食品ロス削減の推進という観点から、主要施策成果説明書134ページにございます点についてお伺いさせていただきます。

まず1点目ですが、県民が健康で安全安心に暮らせるためには、食の安全安心の確保に向けた取り組みが非常に重要であると考えます。昨年度、主要施策成果説明書134ページによりますと、広域食品表示合同調査を4回したと記載されておりますが、この調査の目的とその結果について、まずお伺いいたします。

望月県民安全協働課長 この調査につきましては、県民が食品を選択する際に重要な情報源となります食品表示の適正化を推進しまして、食品に対する県民の皆様方の安全安心を確保することを目的としまして実施してございます。

実施に当たりましては、福祉保健部、具体的には衛生薬務課になりますが、また関東農政局などと連携いたしまして、スーパーマーケットなどの食品販売店におきまして、食品表示法等に基づいた適正な表示がなされているかどうかについて調査するものでございます。

昨年度につきましては34店舗、品目でいきますと1万3,095品目、1店舗当たり約400弱になりますけれども、その品目の生鮮加工食品を調査した結果、99.4%が適正に表示されていたということを確認してございます。

大久保委員 数多く、そしてまた高い確率で調査、問題なしという今答弁がありましたけれども、食のグローバル化が進みまして、輸入食品が増加する中、日本に入るまでの経路、食品添加物等、食の安全・安心を確保するためには、県による調査のほか、県民が食に対する不安を抱くことがないよう、相談体制の整備や食に関する正確な情報提供も極めて重要であると考えますが、県の取り組みについてお伺いいたします。

望月県民安全協働課長 県では、食の安全に関する専門の相談窓口ということで、「食品安全110番」というものを設置してございます。インターネットのメールですとか電話、この電話につきましては、専用の回線を当課に引きまして職員が対応しているものですが、そこで寄せられた県民からのお問い合わせや相談について対応してございます。

また、「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」というサイトをホームページにつくってございまして、そこでの情報提供ですとか、あと情報誌『かいじ号』というものがございまして、それを通じまして、食に関する知識や情報などを県民に御提供させていただいているところでござ

います。

さらに、先ほど答弁をいたしました合同調査のほか、消費者の方を食品表示ウォッチャーということで委嘱させていただいてございます。県内で98名現在いらっしゃいますけれども、その方々に日常の買い物等を通じてモニタリングをしていただいて、適正な表示を確保して、県民の方々への情報提供に努めてございます。

今後こうした取り組みを通じまして、県民の食の安全安心の確保を図ってまいるところでございます。

大久保委員

もう1点でございますが、我が国では食料の6割を輸入に頼っている一方で、まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品ロスが国の推計によると年間600万トンということで、旅館の宴会とか、そしてまたコンビニの期限前の廃棄と、非常にもったいないという気持ちが強くなるわけでありまして、またSDGsにおいても、食料廃棄の削減は重要な柱として位置づけられておりまして、食品ロス削減の推進が喫緊課題であると考えます。

県では昨年度、食品ロスに関する意識調査も実施され、食品ロス削減の基本方針となる計画を策定したとありますが、調査結果をどのように計画に反映させたのか、また今後、食品ロス削減に向けてどのように取り組んでいくのか、具体的な取り組みをお伺いします。

望月県民安全協働課長 昨年度の調査につきましては、県民そして食品営業許可を取得している県内事業者を対象に実施したところでございます。その結果、食品ロス削減に向けた取り組みを実施していると回答した県民は9割を超えてございます。また、事業者につきましても、約8割と関心の高さがうかがえてございます。しかしながら、我が国ではいまだに大量の食品ロスが発生していることから、県民や事業者に対して、削減に向けた取り組みを一層促進していくことといたしまして、計画の重点施策に位置づけたところでございます。

次に、食品ロスの削減に向け、どのように取り組んでいくかについてでございますけれども、計画を踏まえた取り組みといたしまして、今年度は、食品ロス削減を意識した消費行動ですとか生産活動を実践できるよう、10月の食品ロス削減月間に合わせまして、消費者及び事業者向けの研修会をそれぞれ開催しまして、削減に向けた取り組みの事例紹介などを行ってございます。

また、食品を無駄にしない調理方法ですとか保存方法を学ぶ料理教室を、10月から12月にかけて県内4圏域で実施しまして、その様子をSNS等で広く発信して、県民の意識の醸成を図ってまいりたいと考えてございます。さらに、食品ロス削減に向けた協力体制を構築するため、官民一体の推進会議を設置したところでございます。

今後につきましては、消費者、事業者、市町村と緊密に連携しながら、食品ロス削減に向けた意識の醸成を図りつつ、県民の自発的な取り組みを促進し、食品ロスの削減に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

大久保委員

今、生活困窮家庭へ食料を集めて配付されている団体が多くございます。市町村、コンビニ、関係団体の連携を図りまして、問題解決に向けてさらに前進することを切望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

（地域公共交通等の確保について）

続きまして、主要施策成果報告書の114ページに記載されております地域公共交通等の確保ということで、幾つかお伺いさせていただきます。

県民の足となる地域公共交通の確保は、交通弱者の救済、公共交通空白地の解消のためには不可欠でありまして、年々その重要性が増大しております。「地域公共交通における課題等を関係者と共有して」とありますが、具体的に事業者、市町村、利用者等、どのように共有したのか、まずお聞かせください。

藤原交通政策課長 県では、県内を甲府盆地南西、峡東、峡北、峡南、富士北麓、東部の6地域に分けて、市町村、バス事業者、国の山梨運輸支局を構成団体として、地域内のバス交通の利便性向上や活性化に関することなどを検討するため、平成25年度から地域バス路線検討会を開催しております。

鉄道やデマンド交通の有無など、バス以外の交通手段の状況につきましては地域ごとに違いがあるため、検討会ではそれぞれの特性に応じた施策を関係者が連携して行うことを目指しており、地域の課題解決の貴重な場となっております。令和2年度に開催した検討会では、コミュニティバスやデマンド交通などの地域内交通の再編や利用促進策、地域公共交通に対する新型コロナウイルス関連の支援策などについての意見交換が行われたところでございます。

大久保委員 地域公共交通が今バス路線、デマンドタクシーとか、そしてまた市町村によってはさまざまな運行形態もとられておまして、再編整備等、簡単にはいかないと思いますが、どのような検討がなされているのか、具体的に前進された取り組みについて伺います。

藤原交通政策課長 市町村では、「地域公共交通会議」等を通じて、再編整備等の合意形成を行っているところでございます。会議の開催に当たり、県では地域バス路線検討会の開催や市町村訪問、それからアンケート調査の実施結果を市町村に情報提供し、市町村ではその結果をもとに他の市町村が有する課題等の把握を行い、路線の新設や延伸等を検討しているところでございます。

具体的には、令和2年度は、甲州市における循環線の新設や富士川町におけるコミュニティバスの青洲高校への延伸など、五つの市町において再編が実施されたところでございます。

大久保委員 いろいろな自治体で問題になっておまして、県として新たな交通サービス、例えば障害をお持ちの方の初乗り券の補助ですとか、タクシーの初乗りの補助ですとか、免許返納の市町村によっては回数券も配っておまして、いろいろな角度から検討が必要になるわけですけれども、新たな交通サービスに向けて、今後の展望と具体的な取り組みについて、所見をお聞かせください。

藤原交通政策課長 高齢化の進展でございますとか、御指摘のとおり運転免許証自主返納者の増加によりまして、移動手段を必要とする交通弱者が増加しており、既存の公共交通では十分に対応できていないケースがございます。こうした状況を踏まえまして、県では市町村、NPO等による自家用有償旅客運送など、公共交通を補完する新たな交通サービスの導入に向け、手引書の作成やセミナーの開催、初期投資への助成制度を設けるなど、導入促進に取り組んでいるところでございます。

現在、公共交通空白地における自家用有償旅客運送においては、7市町村と1NPOによる30路線が運行されており、今後も地域交通の課題把握に努めながら、県民の足の確保につなげてまいりたいと思っております。

大久保委員 これからも高齢社会、核家族化が進みますので、市町村で差がない県としての対応と、また、24時間365日人は動きますので、予算がかかることとはいえ、そこら辺の対応を切にお願いして、私の質問とさせていただきます。

(警察学校の機能強化について)

藤本委員 説明資料警3ページ、警察学校の機能強化について伺います。

警察本部費の諸費の支出済額が2億6,373万7,000円とありますが、諸費とはどのような事業なのか、伺います。

進藤会計課長 警察本部費の諸費につきましては、警察組織の管理運営に要する経費のうち、他の事業に属さないものを計上しており、主なものにつきましては、会計年度任用職員の人件費1億6,656万7,000円、正規職員の赴任旅費3,715万5,000円、警察学校給食業務の外部委託料916万7,000円などです。

藤本委員 次に、採用試験に合格しまして、晴れて県民、とりわけ子供たちの憧れの的である警察官となったものの、この警察学校に入校中に辞職される方もおられると聞いていますが、警察学校で辞職される方はどのくらいおられるのでしょうか。また、その実態とその要因について伺います。

瀬戸警察学校長 平成28年度から令和2年度の5年間におきます採用者358人のうち、初任科入校中の辞職者は12人おりました。採用者全体に占める辞職者の割合は、約3.4%でありました。主な辞職の理由は、警察の仕事に適応できない、集団生活になじめないなどとなっております。

藤本委員 5年間で12人やめたということですが、さまざまな理由があると思いますけれども、今後も警察学校の辞職者抑制のための対策、ぜひ山梨県から前例をつくるというくらいの覚悟で、さらなる取り組みを期待いたします。

次に、警察学校は大変厳しくつらい場所というイメージを持つ県民が多いように見受けられます。県民に警察学校を知ってもらい、身近に感じてもらうことは、警察行政の推進に寄与するだけではなく、ひいては警察官の採用試験受験者の増加にもつながると考えます。

そこで、県民が警察学校をより身近に感じ、知ることができるよう、山梨県警察のホームページにおいて、入校から卒業までの主な行事の明示や、警察学校を動画で紹介する取り組みなど必要だと考えますが、警察学校の認知度の向上方策について、どのような取り組みを行っているのか伺います。

瀬戸警察学校長 警察学校におきましては、山梨県警察のホームページに学校概要、カリキュラム等を紹介しているほか、ブログによりイベント等を写真つきで発信しております。また、警務部警務課が主催する採用試験受験者を対象としたオープンキャンパスの開催や、入校式、卒業式を初めとした学校行事の広報、県警T w i t t e rによる情報発信を行っております。

今後も、山梨県で警察官になろうと考えている方だけではなく、多くの方に警察学校の取り組みを御理解していただけるよう、動画の活用も含めて工夫を凝らし、効果的な各種情報発信に努めてまいりたいと考えております。

藤本委員 今後もぜひ、県民にとって身近な警察学校であり続けるよう、警察学校の認知度向上のための施策の推進を期待します。

近年、警察官に占める女性の割合が増加傾向にあります。警察学校においても女性警察官の学ぶ環境の配慮は欠かせないと考えますが、令和2年度、どのように取り組んでいるのか、実態と成果について伺います。

瀬戸警察学校長 警察学校におきましては、これまで平成20年に各階に女性トイレを設置した本館が建設されましたほか、平成28年度、男性用の学生寮を一部女性が入寮できるよう改修するなど、施設面を整備しております。

また、現在は女性教官の複数配置や、身体接触を伴う術科訓練では女性同士で訓練をさせるなど、女性警察官の特性に配した教養に取り組んでおります。

藤本委員 今後もぜひ女性警察官の学ぶ環境の配慮の継続と、さらなる充実を期待します。

警察官は、警察署のもとにある交番や駐在所が、県内全ての地域に根差した活動をするすることで県民との良好な関係性を築いていて、そうした活動がふるさとの、そして日本の治安がよい根本でもあると考えます。警察学校における地域に根差した活動やそうしたことの重要性について、令和2年度、学生に対してどのように指導しているのか、伺います。

瀬戸警察学校長 県警察学校におきましては、当校周辺の保育園や小学校などから施設見学を受け入れるなど、

警察学校の存在や活動に理解を得られるよう努めております。

また、委員御指摘のとおり、警察業務を円滑に進めていくためには、地域住民の協力なくしてはできないことから、警察学校においては、卒業配置されると最初に勤務することとなる交番、駐在所における勤務として、市民との接し方や地域住民との良好な関係性の構築といったことについても教えるなど、地域に根差した警察活動を行える警察官の育成に取り組んでおります。

藤本委員

ぜひこの警察学校においても、地域に根差した活動は、今後警察学校を出た後にも基礎となる部分に当たりますので、この学校の中でもさらに地域に根差した活動を進めていくことを望みます。

最後に、民間の各種調査では、警察官は子供たちの憧れの職業として常に上位に位置する職業となっています。それもそのはずで、子供たちは警察官という職業に対し、困っている者を必ず助け、悪い者を懲らしめる正義感や、交通指導や挨拶などから受ける優しさといったことを敏感に感じ取っているからです。こうした正義感や優しさは、子供だけではなく全ての県民が警察官に求めているものと思われませんが、警察学校では、採用時の教養においてどのような指導・教養を行っているのか、伺います。

瀬戸警察学校長

警察学校における初任科教養としては、本部長、学校長、部外講師等による指導を初め、教職員による授業や警察官の活躍を取り上げた番組の視聴等によりまして、誇りと使命感を持った警察官を育成するよう取り組んでおります。

今後とも、委員が御指摘される市民感覚の正義感や優しさを備えた、子供たちの憧れの職業を体現できる警察官の育成に努めてまいりたいと考えております。

藤本委員

ぜひ、県民の望む警察官として必要な知識や技能を身につけるために設けられている警察学校、非常に大事であると考えます。今後も警察組織を挙げて魅力ある警察学校づくり、前に進めていくことをお願いしまして終わります。

（高度サイバー捜査員育成プログラムについて）

桐原委員

説明資料警4ページ、SNSの利用やキャッシュレス決済など、インターネットの世界、すなわちサイバー空間の利用では、今や県民生活に欠くことのできないものとなる中、オンラインバンキングを利用した不正送金事件等、サイバー犯罪が県民の安全安心を脅かす要因となっているものと承知しております。これらサイバー犯罪に対処するため、人材育成プログラムを昨年からは開始したと承知しておりますが、どのように実施したのか伺います。

平井生活安全部参事官

複雑・巧妙化する現在のサイバー犯罪捜査に対応するには、高いレベルの知識・技能を持った捜査員を早期に育成する必要がありますので、捜査員の中から特に強い学習意欲を持った者に集中的に教養を行う方法での人材育成に取り組むこととし、令和2年度から山梨県警察高度サイバー捜査員育成プログラムを制定し、研修員15名を指定して研修を行っております。

昨年度、この育成プログラムでは年間17回の研修会を行いました。通信講座による講習などを取り入れた学習を行い、15人中14人が経済産業省の国家資格であるITパスポート試験に合格しています。

桐原委員

高度サイバー捜査員育成プログラムにより、その成果が上がっているとのこと承知をしておりますが、このプログラムは単年度で完結するものではなく、複数年のスパンで取り組むものと思われませんが、今年度及び来年度以降、どのようにプログラムを進めて人材育成を行っていくのか、伺います。

平井生活安全部参事官

委員御指摘のとおり、このプログラムは単年度で完結するものではありませんので、継

続して計画的な運用に取り組んでおります。令和3年度の研修員の指定ですが、昨年度の研修員のうち7人を継続して指定し、さらに8人を新たに指定して、15人としております。

今年度は、昨年度同様のITパスポート資格に加え、継続指定の研修員にはさらに上位の国家資格にもチャレンジをさせ、合格に導きたいと考えております。さらには、継続した研修により、サイバー捜査の手続や、パソコンやスマートフォンの解析手続などを身につけさせるとともに、その身につけた能力をはかる警察庁のサイバー犯罪等対処能力検定の最上位を取得できる力を持った人材の育成を目指しております。

来年度以降もこのプログラムを継続して行い、生活安全部門を問わず、あらゆる警察部門にサイバーセキュリティーに強い人材を配置することができるよう、取り組んでまいります。

桐原委員

このサイバー犯罪というのは、さらに複雑になってくるものと思われま。ぜひともすばらしい人材を育成して、しっかりと県民の安心安全のために人材育成をよろしく願いいたします。

（県警ヘリコプターはやてについて）

それでは、次の質問に移ります。説明資料警3ページ、警6ページにあります県警ヘリコプターはやてについてお伺いをいたします。装備費の航空機維持費の支出額が5,540万4,000円とありますが、この航空機維持費とはどのような事業なのか、お伺いをいたします。

進藤会計課長

航空機維持費につきましては、県警察が保有しておりますヘリコプターはやてのジェット燃料費、修繕費、オイル等の消耗品費、航空保険料、航空機部品の機能検査手数料等に要する経費であります。

桐原委員

本県は、富士山、北岳など日本の最高峰を初めとするすばらしい自然景観が望める低山まで、数多くの山々を抱える山岳県であります。県内外から多くの登山客が訪れております。こうした中、山岳遭難が発生した際は、県警ヘリコプターはやてによる救助活動も多いことを承知しております。

また、全国で毎年のように発生している豪雨災害や雪害のほか、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が70%から80%の確率で発生するという予想もされているところであります。これらの自然災害が発生した際の救助活動や情報収集活動では、空陸一体となった活動や、特にすぐれた機動力を有するヘリコプターによる活動が重要と考えます。

そこで、本県警察のヘリコプターはやては機体購入から何年が経過しているのか、またヘリコプターはどのぐらいの年数で更新されるのか、伺います。

平井生活安全部参事官

現在の県警察ヘリコプター2代目はやてにつきましては、平成15年に製造されておりますので、令和3年10月末で18年7月が経過しております。また、更新時期については、製造から25年をめどとして運用を予定しております。

桐原委員

航空機は、特に安全性が必要であります。安全な運航を行うための整備として主にどのようなものがあるのか、また、整備期間中に出勤要請があった場合はどのような対応をしているのか、伺います。

平井生活安全部参事官

点検整備の内容及び種類は、航空法第10条を根拠とした航空局長通達及び航空機製造者の整備基準で定められてお。飛行時間等に基づいた警察航空隊整備士が行う自隊整備のほか、高段階整備として民間事業者へ委託して行う機体5,000時間または5年点検整備、エンジン2,500時間及び4,000時間点検整備がございます。

自隊整備の期間は、最短で1日から最長で2カ月程度を要し、高段階整備として民間事業者へ委託して行う点検整備につきましては、機体専門業者とエンジン専門業者にそれぞれ委託を行っ

ており、整備期間は3カ月から6カ月の長期間となります。そのため、整備期間中につきはやての運行が不可能なときは、県の防災ヘリあかふじへの出動要請のほか、近県の警察航空隊への援助要求を行うなどして対応しております。

今後とも、適切な点検整備や、関係機関との連携による間隙のない出動により、遭難者の救出・救助等、県民の安全確保に努めてまいります。

桐原委員

県警のホームページを見ますと、この県警のヘリの山岳救助を行っている動画もアップをされて、大変な仕事をされているなというのを実感いたします。ぜひとも県民、また来県者の、まさかのときのためのヘリコプターだと思っておりますので、万全な体制で出動できるようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

(私立学校の振興につきまして)

飯島委員

まず主要施策成果説明書の45ページ、私立学校の振興についてであります。

建学の精神に基づき、特色ある教育をもって本県の各分野での人材輩出、育成に貢献している県内私学や、私学へ通わせている保護者への振興策の取り組みは、今後も大変重要な課題であると認識しております。まず、私立の小中高等学校に通う約1万人を超える児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、県はどのような支援を行ったのか、お伺いします。

小林私学・科学振興課長 県では、家庭の経済状況にかかわらず、全ての児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、国の事業も活用しながら、さまざまな支援策を実施しております。

大きく分けまして、学校への支援と保護者への支援ということになりますが、保護者への支援といたしまして主なものを申し上げます。

まず高校生等に対しましては、授業料の実質無償化を図るため、年収590万未満の世帯に対しまして、全日制で年額39万6,000円、通信制では年額29万7,000円の就学支援金を。年収590万円以上910万円未満の世帯に対しましては、年額11万8,800円の就学支援金を上限として助成をしております。さらに、経済的に余裕のない世帯の高校生等につきましては、授業料以外の教育費につきまして、年額約5万円から15万円の間で給付する奨学給付金、さらに、入学に要する費用負担の軽減を図るため、年額5万円を給付する入学準備サポート事業給付金などを給付しております。

さらに、こちらの成果説明書に記載はございませんが、義務教育である小中学校の児童生徒に対しましても、国の実証事業であります私立小中学校授業料支援実証事業を行っておりまして、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒につきまして、1人当たり10万円を支給するなど、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

飯島委員

さまざまな施策があるということでもあります。一方、これを受給している方々の意見も聞かなければいけないと思っています。昨年もことしも、特に新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した家庭に対しては、特にこの新型コロナウイルスということではどのような対応をしたのか、お伺いしたいと思います。

小林私学・科学振興課長 先ほど申し上げました通常の支援策をしっかり徹底することはもちろんでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収などで突然家計が急変した世帯の高校生等に対しましては、授業料負担を軽減するために、授業料減免事業費補助金によって支援を行っているところでございます。

また、授業料以外の教育費を給付します奨学給付による支援につきましては、家庭でのオンライン学習に必要な通信費として1万円の追加支給を行うなど、通常の支援に加えて増額するような措置を行って、支援を展開しているところでございます。

飯島委員 対策をさせていただいていることがよくわかりましたので、安心したところでありますが、別の機会を見てフィードバックをしてみたいと思います。

これから、保護者への経済的支援を十分に行き渡らせるために、昨年、県はどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

小林私学・科学振興課長 なかなか制度が複雑で多種多様ございますので、私どもとしましても、これはいかに保護者にお伝えするかとということが頭を悩ますところでございます。各支援制度につきましては、昨年度オリジナルチラシを作成したり、学校や私学団体と連携しまして積極的に広報するという以外に、県ホームページによって広く周知を図り取り組んでおります。

また、これは非常に当たり前のことではございますが、日ごろ学校事務担当者とのコミュニケーションをしっかり図る、あとは保護者からの相談等も、日々私どものほうに電話等で問い合わせがございまして。こういった場合にはしっかりと丁寧に寄り添うようにお答えをするという中で、支援が必要な世帯に十分に支援が行き届くようにということを心がけて、積極的に取り組むようにしております。

飯島委員 おっしゃったように、施策ももちろん大事ですけど、日ごろのコミュニケーションというのはとても大事だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。県議会はほぼ全員が私学振興議員懇話会に加盟しているという現状も改めて申し上げながら、引き続き充実した取り組みを希望したいと思います。

（女性活躍社会の実現について）

次に、主要施策成果説明書の63ページ、女性活躍社会の実現についてであります。女性活躍社会の実現に向けた重要なことの一つとして、女性が働きやすい環境を整備することが重要であると思います。これが実現できれば、誰もが働きやすく、個性や能力を發揮できる社会につながるものと考えております。

そこで、女性の活躍推進に取り組む企業等を認定する県独自制度の内容や、認定基準についてお伺いします。

雨宮県民生活総務課長 県独自の認定制度というのは、「山梨えるみん」と申しますが、女性の活躍に関する状況が優良な企業を国が認定する「えるぼし」とか、子育て支援に関する状況が優良な企業を国が認定する、「くるみん」という制度がございまして、こちらの制度の取得の足がかりとするべく、女性活躍推進に取り組む企業を認定する制度でございまして。認定企業には認定証を交付するとともに、県のホームページや新聞広告を使用しまして取り組み状況や企業名を掲載することで、広く認定企業の周知を図っているところでございます。

それから、認定基準につきましては、管理職に占める女性の割合が一定水準以上であるなど5項目ございまして、そのうち3項目以上の基準を満たしていれば認定をしております。

飯島委員 そういった認定制度を設けて企業のモチベーションを上げるというのは、とても大事だと思います。そこで、その企業の認定の状況についてお伺いします。

雨宮県民生活総務課長 昨年度の認定数が11事業所。今年度は10事業所、それから創設当時の令和元年度の17事業所と合わせますと、合計で38事業所となっております。認定した企業等は製造業、医療、福祉などを初めとしました多様な業種がございまして、また従業員数等も事業所の規模もさまざまであり、幅広く県内の企業等を認定しております。

飯島委員 10事業者ふえて38事業所になったということだと思いますが、認定企業の取り組みは、今現在認定になってない企業にとっても大変参考になると思いますので、また認定対象となつてな

い企業に対しても周知や情報提供を行い、取り組みの拡大を図るといのはとても大事だと思いますが、今どのような状況なのでしょう。

雨宮県民生活総務課長 昨年度は経済団体や企業、それから行政などの関係機関で構成されますやまなし女性の活躍推進ネットワーク会議、こちらにおきまして、認定企業に取り組み事例を発表してもらうことによりまして、広く紹介をしました。

また、社会保険労務士を女性活躍推進アドバイザーとして企業の依頼に応じて派遣し、認定に向けた現状把握や、今後改善すべき点などを洗い出しまして、アドバイスや認定手続の支援を行い、県内企業への周知及び取り組みの拡大を図ってまいりました。

女性が働きやすい職場になるだけではなく、誰もが能力を発揮できる職場につながります。企業側にも大きなメリットになることへの理解を通しまして、取り組みの拡大につなげていきたいと考えております。

飯島委員 昔から甲州名物「かかあ天下と空っ風」と、皆さん若いから知らないかもしれませんが、そういう土壌もありますので、ぜひそんな観点からも山梨県の女性の力を推進するように、これからも御尽力いただければと思います。

質疑 企業局関係

（地域振興事業について）

浅川委員

公営企業会計決算書87ページの地域振興事業についてお伺いします。

地域振興事業をめぐっては、ゴルフ人口の減少などによる施設利用者の逡減に加え、昭和61年の開業から30年以上が経過し、施設が老朽化していること、さらには電気事業会計からの多額の借入金の償還が残っていることなど、多くの課題を抱えており、これまでもさまざまな機会を私を含め多くの者が指摘し、改善を求めてきたが、基本的な問題は解決されないまま今日に至っているものと思います。最大の課題は、借入金、借金があつては、新たな投資も思い切った施設改修もできず、現状維持が精いっぱいと思う。

そこで、他会計長期借入金の残額が26億円余あると承知しているが、これはいつ借りたものか、また、償還計画はどうなっているのか、お伺いします。

雨宮総務課長

現在未返済となっている長期借入金でございますが、いずれも電気事業会計から営業運転資金として借り入れたもので、平成12年度及び17年度に借り入れた残額が約25億円ございます。さらに昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理者から企業局への納入金を大幅に減額したことから、新たな営業運転資金として8,913万8,000円を借り入れたものがそのまま残額として残っており、借入金の現在残高の合計は26億2,543万2,035円となります。

今後の償還についてでございますが、今年度及び4年度におきましては約3,700万円、令和5年度から8年度におきましては約4,300万円、令和9年度以降につきましては約5,400万円を償還する予定としており、全ての償還が完了するのは令和52年度を予定しております。

浅川委員

私が生きているうちに返せればと思うわけでございますが、償還を完了するのが50年後の令和50年度ということは、気が遠くなる話であります。その長期間、毎年度絶えることなく償還し続けていくことは本当に実現可能なのか、疑問に感じるところでございます。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、終息が見込まれない可能性を踏まえると、経営改善のための抜本的対策の検討を早急に行い、一刻も早く具体的な取り組みを実行していくことが最重要だと思っております。

そこで、長期借入金の計画的償還のためにも、収益的収支の黒字化を図ることが重要となるが、今後の運営方向についてお伺いします。

雨宮総務課長

委員から御指摘をいただきましたとおり、収益的収支の黒字化を図ることが大変重要と考えております。このことから、先般9月補正予算におきまして、丘の公園の収益最大化検討事業費1,799万6,000円になりますけれども、これを御承認いただきまして着手したところでございます。この事業は、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における丘の公園の収益力向上を図るため、現状の課題を分析するとともに、それに伴う改善策や新事業の検討等を業務委託するものでございます。この検討結果を令和5年度から新たに開始いたします指定管理に生かすとともに、すぐにでも取り組み可能な改善策につきましては、指定管理者と協議の上、来年度から取り組み、収益の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後も丘の公園につきましては、指定管理者制度による運営を継続する中で、こうした資産価値を最大化する取り組みについて、周辺の観光施設との連携強化も図りながら鋭意進めまして、地域振興事業の黒字化の継続を図ってまいりたいと考えております。

浅川委員

しっかり頑張ってくださいと思います。大変厳しい状況にはありますが、丘の公園は八ヶ岳南麓の観光振興の中核施設であります。単に施設の黒字にとどまらず、地域全体の観光振興発展に寄与するような県の取り組みを期待して、質問を終わります。

質疑 リニア未来創造局、農政部、出納局関係

（新型コロナウイルス感染拡大に伴う県産牛肉への影響について）

猪股委員 説明資料の農の7ページ、畜産総合対策事業費に関する新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県産牛肉への影響について幾つか伺います。

まず、畜産農家への影響について伺います。私の地元甲斐市で甲州牛や甲州ワインビーフの生産に取り組んでいる農家から、新型コロナウイルス感染症の拡大による外食やインバウンド等の需要が減少し、幾ら流通が滞っても農家は飼育を続けているので出荷をとめるわけにはいかず経営が逼迫しているとの話を伺いました。

そこで、まず県では、畜産農家への影響についてどのように把握しているのか伺います。

渡邊畜産課長 畜産農家への影響が一番大きかった昨年5月の状況でございますが、高級食材であります甲州牛はやはりホテル、レストランなどが営業自粛によりまして流通が滞っておりました。昨年と比べてまして相場も約2割下落したという状況でございます。

また、9割ぐらいが焼き鳥店で流通する甲州地鶏でございますけれども、甲州地鶏も毎月約2トンの在庫を抱えていると伺っております。

一方、牛乳、乳製品や豚肉、鶏肉、玉子につきましては、巣ごもり需要ということでございまして、スーパー等での売れ行きが非常に好調ということもあり、あまり影響が見られなかったと認識してございます。現在におきましては、甲州牛も甲州地鶏も正常な流通に戻ってきているということでございます。

猪股委員 次に、肉用牛農家への支援について、伺います。

新型コロナウイルス感染症で需要の大幅な減少などの影響があった肉用牛農家に対してどのような支援を行ったのか、その辺について伺います。

渡邊畜産課長 肉用牛の農家に対しましては、まず国の制度でございます粗収益が生産値を下回った際に差額の9割を補填するいわゆる牛マル金という事業がございまして、そこで価格差補填金が支払われますが、令和2年度には山梨県全体で2億2,000万円の交付がありました。県としましては、そのマル金事業で全ての肉用牛農家が補填対象となって補填を受けられるように、安心して経営を継続できるように関係機関と連携しまして、適正な事務手続の確認等を行ってまいりました。

また、県立八ヶ岳牧場の牛舎を新設する等で牧場の機能強化を図り、繁殖メス牛の預託とか、子牛の生産、育成、そういうもので肉用牛農家の支援を行ってきたところでございます。

猪股委員 持続型畜産に向けた対策について伺います。

本県の肉用牛振興の維持と発展を図っていくためには、農家の高齢化や後継者不足等の対策が重要な課題であると認識しております。そこで県では、持続型な畜産を目指すためにどのように取り組んでいるのか伺います。

渡邊畜産課長 持続型の畜産を行うためには、やはり担い手の確保というものが非常に重要なことでございます。まず、畜産の後継者を確保するためには、効率化とか省力化が必要でございまして、地域ぐるみでその労働力の負担軽減等に取り組みます畜産クラスター協議会に対しまして必要な機械の導入とか、施設整備に支援をしてきたところでございます。

また、新規就農対策としましては、就農支援センター等と連携した就農相談会の開催や国内最大の農業情報サイトを活用した情報発信を継続して、新たな担い手の確保に努めてきているところでございます。

加えまして、今年取り組みになりますが、全国の自治体で初めてとなりますアニマルウェルフェアの認証制度を今年も取り組んでおります。本県の独自の新しい畜産のスタイルとして打ち

出すことによりまして、多様な担い手の確保に取り組んでいるところでございます。

猪股委員 　　ぜひ、県には苦境に立たされている畜産農家に対して必要な対策を適切に講じていただくことをお願いして質問を終わります。

（U I ターン就職の促進について）

乙黒副委員長 　　それでは、U I ターン就職の促進についてお伺いします。

先ほどは産業労働部に対する質問ですが、今回はリニア未来創造局に対する質問とさせていただきます。

まず、東京圏に住む若者等に対して移住を促すための施策について、詳細とその成果についてお伺いいたします。

柏原二拠点居住推進課長 　　ただいまの質問にお答えいたします。

本県の移住を促進するため、やまなし暮らし支援センターでの移住相談に加えまして、20代から30代を中心とした地方への移住に関心がある若者をターゲットに、東京FMラジオの番組や移住専門雑誌などを活用しまして、本県の魅力や移住した人の体験談、移住支援金等の支援制度などの情報発信を行いました。

また、若者の関心が高いテレワークや仕事、子育てなどをテーマにしたセミナーやラジオ番組と連携して本県を体験してもらった現地ツアー、移住の先輩たちと座談会を開催するなど、移住に向けたさまざまな取り組みを行わせていただきました。こうした取り組みによりまして、令和2年度は令和元年度と同様、2,700人を超える移住者がございまして、そのうち20代、30代の若者の割合が半数近くとなったところでございます。

乙黒副委員長 　　大分、若者が地方に移住するという雰囲気も社会の中で醸成されてきたと思っております。ただ、U I ターンの就職と言っても、もともと山梨県にいた方を戻らせるというのとは違って、やはり山梨県の魅力といった部分をしっかりと出していかなければいけないですし、また実際に暮らしてみてもどんな雰囲気なのか、また地域に住む人々がどんな受け入れ態勢を持っているのかという部分もしっかりと同じように発信をしながら、また山梨県内の皆さんにそういう受け入れ体制という機運を高めるという部分も同じように必要だと思っております。ぜひ、そうしたことを含めて、今後のさらなる施策の充実をお願いいたしまして質問を終わります。

（農業施策について）

志村委員 　　それでは、農業施策について伺います。

初めに、県産農産物の輸出拡大について、令和2年度予算の審査でも質問しました中国向けブドウの輸出解禁に向けた取り組みについて、どのように取り組まれたかお伺いします。

石川販売・輸出支援課長 　　巨大市場として期待される中国本土につきましては、現在、検疫条件が設定されていないため、日本産のブドウを輸出することができない状況となっております。このため、中国へのブドウの輸出解禁に向けまして、日中両国間における検疫条件の早期設定につきまして、政府や農林水産省に対する要望活動を行ってきたところでございます。昨年度は、知事が6回行うなど積極的に実施をしております。

志村委員 　　それから年度末に策定しました本県の輸出拡大に向けた基本的な戦略についてお伺いします。

石川販売・輸出支援課長 　　本年3月、安定的な成長軌道の実現に向けて取り組みの方向性を明確にしました、山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略を策定したところです。この戦略におきましては、本県産果実が品質と価格が高い位置でバランスの取れた魅力的な商品であるという認知度を高め

ることでブランド価値を向上させ、市場変化にも対応できる足腰の強い競争力を身につけ、安定的な成長軌道を実現することを目指しております。

志村委員 参考までに、戦略策定にかかった経費はお幾らですか。

石川販売・輸出支援課長 戦略策定にかかる経費でございますが、昨年度、戦略会議を開催しておりまして、その経費でございますが、11万8,000円ほどになります。

志村委員 戦略の策定費用が11万8,000円ですか。

石川販売・輸出支援課長 戦略の策定についてでございますが、これは特に業者に委託したというわけではございませんので、昨年度、県で実施しております戦略的海外プロモーション事業を実施する中で、委託事業者を通じて輸出に係る事業者とか海外の消費者等に調査をかけ、課題等が見えてまいりました。その課題を踏まえる形で対応策を検討した上で、先ほど申しました戦略会議の委員から意見を伺う中で策定したものになりますので、特段戦略策定にかかる経費はかかってございません。

志村委員 生産、流通、経路の三者一体となった成功モデルを、ぜひ構築をしていただきたいと思います。プロモーション活動やフェアの開催等の総括と今後の展開について伺います。

石川販売・輸出支援課長 昨年の総括ということでございますが、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響がある中におきましても、輸出先国におけるSNSによる現地語での情報発信など、新たな生活様式に適合したプロモーション活動を実施したことなども功を奏しまして、県産果実の輸出実績が初めて10億円を超えたところでございます。

消費者の行動ですとか、生活様式の変化に適切に対応しまして、効果的なプロモーション活動が実施できたことがこの成果につながっているものと考えております。

今後も各国の実情を的確に把握したプロモーション活動ですとか、高付加価値商品として確実に消費者に届ける商流の構築など、県産果実のブランド価値向上、輸出拡大に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

志村委員 次に、海外品種登録について伺います。

昨年度、一般質問でも取り上げましたが、県オリジナル品種の海外品種登録の昨年度の状況について伺います。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 本県が育成した品種は重要な知的財産であり、海外への不正流出や栽培を防止するため、平成30年度からブドウのブラックキング及び甲斐のくろまる、桃の夢みずきの合計3品種につきまして、中国及び韓国において品種登録に取り組んでいるところです。

平成31年には提出した書類が両国で受理をされ、現在は本県が育成した品種と既存の品種との区別性についてのデータを収集するため、現地の圃場で試験用の苗木を育成している段階となっております。

中国及び韓国でこの現地試験が順調に進めば、2年から3年後には品種登録できる見込みとなっております。

志村委員 そこで、友好条約を踏まえても20年ぐらいいはたつと思いますけれども、海外での国内果実品種の流通あるいは流出の状況について、昨年度までにどのように把握しているのでしょうか。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 海外へ本県の育成した品種が流出する事例というのは、インターネ

ット等を見ますとかなり多くものがあります。ただ、真偽がはっきりしていないものが多いと承知をしております。近年では、国が育成したシャインマスカットが中国や韓国で流出しまして、両国で生産された果実が東南アジアの一部は、香港やタイなどへ輸出されている事例、これが比較的有名な事例ではないかと思えます。これ以外にも果樹ではサクランボの紅秀峰がオーストラリアで大規模に栽培されている事例やあと不知火という名前で普及している柑橘が韓国やアメリカなどで栽培されまして、多くの国に流通した事例がございます。

志村委員 もちろん正規なルートで海外に出ているものもありまして、またビジネスでそうしたことに携わっている方もいらっしゃるということも十分承知した上で、メディア等でも確認をしている例えば県のジュエルマスカットですとか、あるいはオーロラ、ほろよいというようなブドウの品種ですとか、石川県のルビーロマン、こういったものも流出が確認されているという実態もあります。日本一の果樹産地としてこの流出の現状に対する対応をどのように考えていくのかをお伺いします。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 昨年の種苗法改正に伴いまして、令和3年4月以降、本県が育成した登録品種全てが海外への持ち出しの制限が可能となっております。種苗法に基づくこの海外の持ち出し禁止や先ほどお答えしました海外での品種登録に加えまして、本県ではブドウのブラックキングについて、将来輸出が想定される中国、韓国、シンガポール、タイ、香港、台湾の6カ国で商標登録を進めております。商標登録を進めますことでこれらの国での知的財産を保護することにより、本県産果実のブランド化を強化していきたいと考えております。また、登録品種の流出防止については、海外との交渉など現段階では対応が非常に困難なものも多いということもございまして、海外品種登録などの防止策について、引き続き国からの支援が受けられるよう要請をしまいたいと考えております。

志村委員 品種開発というのは農業者にとっては栽培や経営の根幹でございます。知財や権利保護の観点からもしっかり意思表示も含めて今後に対応していただきたいと期待をしながら次の質問に入ります。

 農業大学校についてお伺いしますが、本県の農業振興にとっても重要な農業人材の育成における農業大学校運営の取り組み状況、昨年度の状況をお伺いします。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 農業大学校では現在養成科59名、専攻科8名、職業訓練農業科50名が学習や訓練に取り組んでいるところです。養成科では次代の経営を担う生産のスペシャリストを養成することを目指しまして、現場で通用する実践的な技術や専門知識を習得するとともに、大型特殊自動車免許など各種資格の取得に向けた実技研修を行っております。

 専攻科では、果樹経営のスペシャリストを養成するため、ブドウや桃など落葉果樹の高度な栽培技術と専門知識について、果樹試験場や推進農家への派遣実習により習得を図っております。

 また、職業訓練農業科では、農業法人などへの就業に向け、校内の圃場や推進農家での実習を中心としたカリキュラムにより、農業生産の基礎技術や流通販売についての知識の習得を目指し訓練を行っているところでございます。

志村委員 県立大学ですとか農業系の高校などと教育交流に取り組まれているとお聞きしていますが、これについてお伺いします。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 初めに、山梨県立大学との教育交流につきましては、平成30年度より障害者の農作業技術研修プログラムの開発に連携して取り組んでおります。農業大学校では障害者が対応可能な作業の選定と技術指導、また県立大学では作業の障害者への適正についての調査解析を行っております。また、平成20年2月に、農林高校、笛吹高校、これは当時の園芸

高校になりますけれども、あと北杜高校の3校と教育交流に関する協定を締結し、農業大学の学生と各高校の生徒による学校紹介、意見交換、学園祭への相互訪問などの教育交流を行っているところでございます。

さらに例年、農業大学の職員が各高校へ出向き年間15回程度の講義を実施するとともに、農林高校では選択授業で生徒が年間15日程度農業大学の講義や履修に参加するなどの教育交流も行っているところでございます。

志村委員 さまざまな連携をしていただきながらすばらしい農業人材を育成していただき、そして、また農大で学んだ後の農大生の卒業の進路、ここが重要になってくると思いますが、これに向けたサポート体制は昨年度どのように行われたのでしょうか。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 学生の卒業後の進路の選択をサポートするため、養成科1年から将来の進路についての学生の希望や意向を把握するとともに、具体的な進路を決める2年目には、進路希望に近い農業法人や農業団体への派遣研修を行い、就職先で必要とされる技術や知識の習得を図っているところでございます。

この派遣研修では、学生が研修先の仕事内容や経営について派遣先での実習を通じ把握することができ、あわせて学生を受け入れていただいております法人等につきましては、学生の人柄や業務への適正を把握することができるため、学生が研修先へ就職する事例も多くあります。

また、農業大学校では、農業法人や農業団体からの求人情報があった場合には、学生にこれを提供し必要な場合は専任の職員が個別に指導に当たっており、さらに就職試験に向けましては、面接や小論文などの試験対策や心理的なフォローアップを行ってサポートしているところでございます。

志村委員 農業法人も大分ふえてきてまして、また就職率もここ数年で3割近いという農大生の実績もあります。農業法人や農業団体の状況をどのように農業大学校として把握しているのか伺います。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 農業法人や農業団体からの求人に対しましては、求人側の担当者と学校職員が面談を行い、その業務内容や雇用形態等を確認し、希望する学生に対しましては、会社訪問などによりまして実際の現場などを見学するよう指導をしているところでございます。

また、本校を卒業しました学生が過去に就職しているような場合も数多くありますので、そういった場合、その卒業生に勤務先の職場環境を聞き取るなど情報を収集し、業務の内容や就業状況を把握しております。

今後も学生の卒業後の進路選択に当たっては、農業大学校としてできる限りのサポートを行ってまいりたいと考えております。

志村委員 農大生が卒業後の進路をどのように、将来は就農するという目的もありますけれども、どのように選択していくかというのは人生の選択でもありますので、本当にそこはしっかりとサポートをしていただきたいと思います。例えばOB、OGを迎えて農大生に経験談を語っていただくとか、あるいは農大としても農業法人や関係団体の実態を定期的にしっかりと訪問するなどして十分把握する中で、進路選択のサポートをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、昨年度に創立50周年を迎えた農業大学校、今後の学校運営のあり方をお伺いします。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 創立50周年を迎えました農業大学校は、来年度、令和4年度から養成科に森林学科を新設し、校名も農林大学校へと変更になるというときを迎えております。これまでも時代の変化に合わせてまして農業現場でその実情に即した人材の育成を図っており、現在はスマート農業など最新の技術の習得を進めながら現場での即戦力となる人材の育成に努めているところであります。

来年4月に新設される森林学科では、実習を中心としたカリキュラムを通じ、林業の現場で即戦力となる高度な知識と技術を備え、将来、森林組合や民間の林業会社の中核を担う人材を育成することとしております。

今後も時代のニーズに合わせ森林分野も含め、環境保全、SDGsなどもカリキュラムに取り入れ、農業、林業の現場で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

志村委員 昨年度までの課題をまた改善を図りながら今後も農業施策、また農業人材の育成にしっかりと取り組んでいただくことを御期待申し上げまして私の質問を終わります。

（リニア中央新幹線の開業に向けた取り組みの推進について）

向山委員 主要施策成果説明書4ページのリニア中央新幹線の開業に向けた取り組みの推進についてお問い合わせいたします。

この中にありますけれども、テストベッドの聖地化に向けてホームページの解説やPR動画等によるプロモーションを実施したと承知をしております。この作成費用、また閲覧数や問い合わせ件数はどのような成果、効果があったのかを最初にお伺いしたいと思います。

安藤リニア未来創造・推進課長 令和3年3月、やまなし未来創造ポータルサイトを開設するとともに、JR山手線などへのPR動画を活用したスポットCMや全国紙の都内版への折り込み広告、ビジネス誌への知事対談記事掲載など集中的なプロモーションを実施いたしました。

費用については、ホームページ開設が645万4,000円、プロモーションが5,163万4,000円となっております。

また、成果としまして、10月末までのポータルサイトの累計アクセス数が9万5,000件を超えるとともに、今年度から実施しました実証実験サポート事業への応募が全国から43件に上るなど、総合的に情報発信することができたと考えております。

向山委員 金額としてもそれ相応の金額をかけてPRをしているということで件数がありますけれども、これをどのように開業までの道のりの中で結びつけていくかということが大きな課題になると思います。

もう1点、このリニア駅前のエリア整備のあり方の取りまとめがされたと承知しています。この駅前エリア南側の具体的な利用方針は、現在は示されていないと承知をしておりますけれども、土地の取得を含めて昨年度の協議を踏まえて、今後どのように取り組みをされていくのか見解をお伺いいたします。

安藤リニア未来創造・推進課長 昨年度の検討において、リニア駅北側をメインの交通広場と位置づけ、全ての交通モードに対する乗りかえに対応したエリアとしました。駅南側についてはサブの交通広場と位置づけ、新山梨環状道路を始めとする県内の恵まれた道路ネットワークを活用し、近距離、中距離移動を行う利用者の利便性向上を図る場所といたしました。

それ以外の利用方針につきましては、現在、甲府市と協議をしているところでございます。今後も甲府市とは継続的に協議を進めていき、リニア駅南側の土地の取得や利用方針について方向性が決まった段階でお示ししていきたいと考えております。

向山委員 この整備方針の中で南側については将来のポテンシャルが高いため、この計画に柔軟に対応できる程度の整備を整えるとありますけれども、ぜひ県と甲府市で協議をして、より良い形で住民の皆さんの不安のないように進めていただければと思います。

（県産農産物等の輸出拡大について）

そして、最後の質問に移ります。県産農産物等の輸出拡大についてお問い合わせいたします。

昨年度、プロモーション活動やフルーツショップの設置を行っておりますけれども、個々の予算規模や実施内容、成果などはいかがでしょう。

また、現地においては、県の職員が同行していないと承知をしておりますが、本来であれば県職員が同行して成果を確認することもできたのではないかと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

石川販売・輸出支援課長 まず、プロモーション活動とフルーツショップの個々の予算規模、それから実施内容の成果ですけれども、プロモーション活動と市場調査で1,658万円、それからフルーツショップの設置及びフルーツフェアで42万7,000円でございます。フルーツショップでの販売促進活動等を実施するとともに、この販売促進活動と連携しまして、SNSを活用した情報発信を組み合わせて、一体的に山梨をPRする効果的なプロモーションを実施したところでございます。この取り組みが功を奏し、県産果実の輸出実績が初めて10億円を超えたものと考えております。

また、職員が現地に同行して成果を確認ということでございますが、当初、職員が同行いたしまして事業の実施状況等の成果を確認する予定でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の渡航制限によりまして、渡航が困難となりましたので、定期的にウェブ会議を実施しております、この場において成果を逐次確認をしていたという状況でございます。

向山委員 令和元年12月定例会において、私もこの東南アジアの部分での販売拠点ということで質問させていただいた経過があります。その後、この拠点の撤退を決めて、海外の輸出戦略を練り直して取り組みを進めてきている状況であると理解をしておりますけれども、昨年度の施策を踏まえて、どのような戦略に基づいて輸出拡大を図っていたのか見解をお伺いして質問を終わります。

石川販売・輸出支援課長 一昨年度、海外拠点を閉鎖いたしまして、昨年度、より輸出を拡大させる取り組みといたしまして、戦略的海外プロモーション事業を実施したところでございます。この事業の中におきまして、市場調査の実施ですとか輸出関係事業者のヒアリングを実施いたしまして、さらなる輸出拡大に向けた課題と対応策を検討してきたところでございます。

この結果を踏まえまして、今年度の3月、県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略を策定いたしましたところでございます。今年度につきましては、この戦略に基づきまして、持続的な輸出拡大を実現するため、海外市場の環境変化に対応できる足腰の強い競争力の獲得に向けて取り組んでいるところでございます。

(峡東地域の世界農業遺産登録に向けた地域の活性化に向けて)

古屋委員 主要成果説明書17ページの農業予算の活用による農業振興について伺いたいと思います。この事業では、御案内のとおり世界農業遺産への認定手続を進めるとともに、果樹農業システムの保全及び認定後の地域の活性化に向けて取り組んでいるという事業でございます。そこで、世界農業遺産登録の審査がコロナ禍の蔓延の中で遅れているという話は耳にしているわけですが、峡東地域の世界農業遺産の推進協議会等の取り組み状況と現状どようになっていないのか、お伺いしたいと思います。

渡邊農政総務課長 世界農業遺産の認定に向けましては、峡東3市と県、それからJAなど24の関係団体で構成します峡東地域世界農業遺産推進協議会が主体となって取り組んでおります。

現在までの状況でございますが、令和元年10月8日に農林水産省を通じまして、認定機関であります国連の食料農業機関FAOと読みますが、こちらに申請書を提出いたしまして、令和2年6月には、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、審査員の来日が可能になり次第、現地調査を実施するということが決まっておりますが、残念ながら現時点で審査員の来日は決まっていないという状況でございます。

しかしながら、協議会では現地調査においてこの峡東地域の果樹農業の重要性ですとか独自性をアピールできるように、それから地域が一丸となって保全活動を進めていることが伝えられるように、現地調査に向けて万全の受け入れ態勢を進めているところでございます。

古屋委員 2点目はこういう状況の中で、果樹システムの保全及び認定地域の活性化に取り組んだということですが、具体的にはどのような事業を展開してきたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

渡邊農政総務課長 まず、この世界農業遺産の認定への機運を高めて、認定後の保全活動への意欲向上、これを目指しまして、専門家によります世界農業遺産セミナーを開催したところでございます。

また、次世代の担い手となり得る小中学生への農業遺産学習ですとか、峡東地域で小中学校における果樹農業体験の実態把握をするために、農業体験の実施等の状況調査を行っております。

協議会の中の幹事会におきましては、認定後の地域の活性化に向けた新たな取り組みについても検討協議をしているところでございます。

古屋委員 最後に、今後の世界農業遺産登録後の同協議会がどのように活動を実施していくのかあるいは展開するのか、お聞きしたいと思います。

渡邊農政総務課長 具体的には、この農業遺産認定基準には生物多様性の評価というのも重要な対象になっておりますので、地域住民の皆さんにこの生物多様性の重要性を理解していただくために、果樹園の生き物観察会などを開催いたします。また、小学生など次世代の担い手の育成につながるように、農業遺産学習ですとか、果樹農業体験の充実化に向けた支援に取り組んでまいります。

また、この果樹農業の甲州式ブドウづくり、この継承を目指すワークショップの開催ですとか、地域の活性化につなげて峡東地域へ人を呼び込むような果樹農業体験ツアーなどを実施してまいります。

さらにこれらの取り組みのほか、農業遺産の重要性や魅力、これをPRするため動画作成をしたり、認定遺産を掲載して積極的に発信していくとともに、国内のほかの認定地域などとも連携をしまして、世界農業遺産の認定効果を一層向上させるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

古屋委員 丁寧に御説明いただきましたが、峡東地域にとってはこの世界農業遺産が認定されることによって、これが起爆剤として若者の農業を振興している皆さんにとっても若者を含めて大変重要な取り組みでございます。引き続き県の御尽力をお願い申し上げまして簡単でありますけど質問を終わりたいと思えます。

（水産業の振興について）

藤本委員 決算報告書168ページの水産業振興費、農畜水産物ブランド強化事業費について伺う中で水産業の振興について伺います。

水産業振興費の魚苗生産事業費は具体的にどのような事業か、またこの事業は執行残439万6,000円とありますが、執行残が生じた理由について伺います。

近藤食糧花き水産課長 魚苗生産事業費でございますが、県内の水産業の振興を図るため、水産技術センターにおきまして、アユ及びコイの稚魚、また、マス類の稚魚、成魚、発眼卵を生産して県内の漁協などに供給する事業でございます。

経費には、生産に係る人件費、餌や光熱費などの事業費、施設整備に係る費用などが含まれております。

執行残でございますが、電気代や飼料代の削減等による事業費の減額、また臨時職員を会計年

度任用職員へ移行したことによります報酬費の減額等が挙げられます。

藤本委員 養殖業の経営が安定せずに休廃業に陥るケースが本県でも見られると。令和2年度で休廃業に至った養殖業者の状況とその原因、また休廃業を抑制するために県が取り組んだ内容とその成果についてお伺いします。

近藤食糧花き水産課長 令和2年度は2件の養殖業者が高齢及び他者の買収により廃業をいたしました。原因でございますが、昨今の原料価格の高騰による飼料代の値上がりなどで小規模の経営では利益が出にくいことなどから、後継者が見つからず廃業に至ったものでございます。

このため県では、高単価での販売が期待できる富士の介のようなブランド魚を開発するとともに、飼料代の低減を図るため、低価格の植物性原料を使用した飼料開発と普及を図ることで生産コストの低減を目指しているところでございます。

このような取り組みを行った結果、令和3年度、今年度におきましては、現在までに廃業した養殖業者は出ていないということになっております。

藤本委員 養殖業の経営の安定には遊漁者をふやす取り組みとともに、養殖魚業は市場を通した流通販売が少ないことが指摘されるなど、消費者である県民が購入しにくいことと、小売店における海水魚の販売量が著しく多い一方で、川魚は極めて少ないことが課題とされています。

そこで、川魚の販路拡大に向けた取り組み、どのように令和2年度は行われたのか、内容についてお伺いします。

近藤食糧花き水産課長 川魚の販路拡大につきましては、まずブランド魚であります富士の介におきまして、認知度の向上を目指して東京での国際見本市でございますジャパン・インターナショナル・シーフードショーへの出展。また、県内宿泊施設や飲食店への富士の介メニューの定着を目指した富士の介フェアの開催などに取り組んでいます。

また、富士の介以外のイワナやヤマメなどの川魚についても認知度向上及び消費拡大を目指しまして各種イベントへの出店を初めとしまして、加工品の開発、またふるさと納税の返礼品への登録などさまざまな支援を行っているところでございます。

藤本委員 長い目で川魚の販路拡大を進めることにより、その先には消費を拡大していくことが必要です。そのためには、養殖魚の地産地消を促す取り組みの推進が必要だと考えますが、令和2年度はどのように取り組んだのか、その実績とそのときに出た課題についてお伺いします。

近藤食糧花き水産課長 地産地消を促進するため、県産ブランド魚であります富士の介をPRする富士の介フェアを開催したところでございまして、県内の宿泊、また飲食関係31施設で富士の介を使用した料理を提供し、県産食材としての定着を図ったところでございます。

また、食材としての県産養殖魚の魅力を紹介し、消費拡大を図ることを目的としまして、山梨学院短期大学や県養殖業者など産官学の連携によりまして、甲斐サーモンレッドなどの県産養殖魚を使用した料理コンテストを開催いたしました。

なお、販路拡大における課題といたしましては、特に大型の魚でございますけれども、年間を通して安定的な出荷がなかなか難しいというところが課題として挙げられてございます。

藤本委員 ぜひ、安定している大型の養殖魚を県民が身近に手に取ることができる機会の充実が欠かせないと思いますし、学校給食、また病院食でそういったものを提供するなど、ぜひ養殖魚の地産地消を促す取り組みのさらなる充実を願います。

加えて、令和2年度食育における養殖魚の認知度向上や養殖業者が行う新たな販路の拡大の取り組みの支援を県はどのように行ったのか、その取り組み内容と成果についてお伺いします。

近藤食糧花き水産課長 県内の子供さんたちへの食育のために、学校給食会を通じまして、学校給食に県産のニジマスや富士の介を供給し、県産養殖魚のおいしさを知ってもらうとともに、養殖業者の新たな販路につながったというところでございます。

また、先ほども申しましたが、山梨学院短期大学が食物栄養科の学生を対象に、甲斐サーモンレッド等の養殖魚を活用した料理コンテストを開催し、参加した学生さんに県産養殖魚への関心を高めてもらうとともに、新たな販路拡大につながったものと認識してございます。

藤本委員

ニジマス、富士の介、甲斐サーモンという名前が挙がったのですが、本県にはヤマメやイワナ、またアカネマスやサツキマスなど多種多様な魚種がいます。ぜひ、販路拡大への継続した取り組みの支援を願います。これまで養殖してそのまま販売するという形態に加えて、養殖した魚を加工して販売することで、魚の持つ価値をさらに高める漁業の6次産業化への取り組みも本県では始まっています。

そこで意欲ある漁業者が漁業の6次産業化に取り組むことができるよう、県は令和2年度どのような支援を展開したのかお伺いします。

近藤食糧花き水産課長 6次産業化の取り組みでございますが、県内の養殖業者から魚の養殖だけではなく、加工品の製造などにつきましてのお問い合わせ、また要望がある場合につきましては、水産技術センターが直接出向きましてアドバイスや指導を行うとともに、県の事業を紹介するなど積極的に支援を行っているところでございます。

令和2年度におきましては、河口湖漁協が取り組みます河口湖産のワカサギを使った加工品の開発につきまして、水産技術センターが助言指導を行い、結果、県内の加工販売業者さんによります商品化が図られてございます。

藤本委員

ぜひ、6次産業化は農業だけでなく漁業につきましても進めていっていただきたいと思います。令和2年度における水産業の本県の生産額、富士の介の生産額は増加した一方、マスやヤマメ類の生産額の減少により令和元年度費よりおよそ9%減の1億700万円減少し、生産量も15%減で162トン減少しました。令和2年度、マスやヤマメ類の生産額及び生産量が減少した主な要因について伺います。

近藤食糧花き水産課長 令和2年度の本県水産業の生産量964トンのうち7割以上となる685トンがニジマスでございます。そのニジマスの9割近くがヤマメなどとともに県内外の釣り堀に出荷されてございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による外出の自粛などによりまして、特に首都圏の大型釣り堀が休業をいたしました。また、地元の宿泊施設、またレストラン等に供給している食用として出荷しているヤマメも自粛等によりまして出荷量が減った。結果、生産額、生産量ともに減少したものと考えてございます。

藤本委員

今後、今回のように予期せぬ感染症等何か不測の事態が起きたときに、また今回の教訓が生かすことができますように、養殖業者への配慮をぜひお願いしたいと思います。

加えて養殖業を営む上で、魚の餌の配合や病気への対応などの技術指導の習得は欠かせないと考えますが、水産試験場の研究員から漁業者はどのような指導を受けられる環境にあるのか伺います。

近藤食糧花き水産課長 漁業者の皆様への指導につきましては、水産技術センターの職員が定期的に養殖業者を巡回し、水質測定や投薬履歴の確認など適正に養殖が行われているかどうかを確認しているところでございます。また、魚に不調が見られたときには、直接、漁場に出向きまして病害診断等を

行い、病気による損害を防ぐだけでなく、伝染性の疾病の蔓延防止等につなげているところがございます。

さらに、甲斐サーモンレッドや富士の介など品質保持のために有効な餌の配合等につきましても適宜指導を行うとともに、基本的な養殖方法からきめ細かな指導を行うなど積極的な支援を行っているところがございます。

藤本委員 ぜひ、漁業者が望む指導を受けられる環境のさらなる充実を願います。

さて、山梨農業基本計画では養殖業の振興を図るため、省略しましてその後、新規参入希望者を支援すると明記されています。養殖業への新規参入の方法は、既存の養殖業に従事する場合と休廃業した施設を再利用して運営する場合が主だと聞いておりますが、令和2年度の新規参入者の参入実態と具体的な経営内容についてお聞きします。

近藤食糧花き水産課長 令和2年度に参入しましたのは1件でございます。西桂町において大手電機メーカーが子会社を設立して新たに養殖業に参入したものでございまして、試験養殖を開始するとともに、本年7月に養殖施設の建設を開始いたしました。この養殖施設でございますが、地下水を利用した閉鎖循環式の陸上養殖施設というものでございまして、令和4年8月に竣工し、9月からサーモンの養殖を開始する予定になっております。

藤本委員 加えて、令和2年度の新規参入相談の件数、事業計画の作成などの支援件数などの実績とそのときに挙げられた課題について伺います。

近藤食糧花き水産課長 令和2年度県には養殖業についての明確な意思を持った相談から軽微な相談、問い合わせまで10件程度の相談がございました。ただ、具体的に事業計画の作成までに至ったケースというのがございませんでした。

課題でございますけれども、新たに養殖を始めるに当たっては、大量の水の確保や初期投資などの費用が多額になることなどが挙げられてございます。

藤本委員 ぜひ、相談件数それだけありますので、事業に接続できますように、引き続き県としても支援を願います。せっかく本県で水産業に新規参入しても経営を継続してもらわなければ本県水産業の発展は見込めません。そこで中途離職者を出さないようにどのように取り組んだのか、成果と結果について伺います。

近藤食糧花き水産課長 養殖業者が経営を継続してもらうために、水産技術センターにおきまして、高品質な種卵や稚魚を供給するとともに定期的な巡回を行う中で、魚の飼育などの養殖技術の指導、また経営状況についての助言、指導を行っているところがございます。

このような取り組みによりまして、令和3年度現在までに中途離職者、いわゆる廃業した業者は出ていない状況になっております。

藤本委員 きめ細かい指導によって出ていないということですが、例えば農業の場合ですと、県は新規就農者をサポートしていくためにアグリマスター制度を整備しています。漁業においても新たな就業者を支援するため、例えばフィッシュマスター制度の創設も今後検討してもらいたいと思います。そして、養殖業の振興を図るその前提には、新規参入希望者の増加が不可欠であり、そのためには1人でも多くの方に興味を持っていただくことが欠かせません。これまで新規参入相談、事業計画の作成などの支援件数を増加させるため、どのような取り組みを行ってきたのか、実施状況とそのときに出了課題について伺います。

近藤食糧花き水産課長 取り組みについてでございますが、県農業まつりや県民の日の行事などにおきまして、

県の養殖漁協、また県漁連等が養殖業に関するブースを出展してございます。その中で県民の皆様様に周知を図るとともに、相談対応を行っているところでございます。

また、忍野村にあります富士湧水の里水族館におきまして、富士の介を初め、県内の養殖魚などの展示紹介を行うとともに、先ほども申しました山梨学院短期大学との連携による料理コンテストの開催など、多くの県民の皆様様に養殖業に興味を持ってもらえるように取り組んできたつもりでございます。

それぞれの課題といたしましては、さまざまな機会をもって周知やPRを行っているところでございますが、まだまだ本県養殖業について認知度は高くないという状況にあるかと思えます。今後もさらなる周知やPRを積極的に行っていくことが必要であると考えております。

藤本委員

密接な情報を今後も切れ目なく提供していくことを望みます。加えて、1人でも多くの方に養殖業に興味を持っていただくには、幼少期から魚に触れ、魚を身近に感じ、興味を持ってもらうことも重要だと考えます。

そこで、令和2年度学校では教育の一環として、地域では子供たちが魚と触れ合う機会がどの程度あったのか。また、そのときの子供たちの反応について伺います。

近藤食糧花き水産課長 子供たちが魚と触れ合う機会というものの創造につきましては、県漁連を通じまして毎年10月に、「山梨の水産 親子釣り教室」というものを実施してございます。この中では親子が溪流で魚に触れ合うことで魚の住みやすい環境づくり等の大切さを学んでいただくというところでござっております。

また、水産技術センターにおきましては、例年、県内の小学生200人以上受け入れまして、施設見学や校外学習を行いながら養殖業を初めとした県内の水産業について学習をし、さらに富士湧水の里水族館におきましては、令和2年度に入って、小中学校62校が校外授業の一環として来館をしてございます。そうした中で県内に生息する淡水魚を初めとして、富士の介などの養殖魚について学んでいるという状況でございます。

このようなイベントや施設見学などに参加したお子さんですけれども、直接生きた魚に触れ合ったり、大きな魚が泳ぐところを間近で見たりというところでは非常に感動をしてございまして、その父兄の方々からも高い評価をいただいているということでございます。

藤本委員

今後ぜひ子供たちが魚を身近に感じ興味を持てるよう、魚に触れる取り組みの推進を願います。

せっかく本県で新規漁業就業者が出てきても、既存の漁業者が漁業を離れてしまつては本県漁業の発展はありません。既存の漁業者に対して近年発生頻度が増す台風による洪水や土砂災害を引き起こす大雨、加えて短時間での強い雨の降る回数が増加していることなど、自然災害リスクを抑制していく支援の強化は欠かせません。

そこで令和2年度自然災害のリスクを抑制していく取り組みをどのように行われたのか、具体的な内容と成果、そして課題について伺います。

近藤食糧花き水産課長 災害発生の恐れのある場合におきましては、水産技術センターが県漁連等を通じまして事前対策の周知徹底を行っているところでございます。

また、このような中被害軽減を図りながら、もし万一被害が生じた場合におきましては、復旧に向けて迅速な技術指導を行うとともに、助成に係る制度の紹介などの支援を行っているところでございます。なお、令和2年度におきましては台風等による漁業者への直接的な大被害はございませんので、災害リスク等抑制しなければならない事案というものはございませんでした。

藤本委員

台風など自然災害による理由で養殖する魚が大量に死に、漁業者が経営の継続を諦めることが決まらないう、例えば今後、漁業経営者への非常用発電機の貸し出し、また購入支援等、自然

災害リスクを未然に、いつあっても対応できるように抑制する対策、県として充実を願ひまして次に移ります。

（畜産経営体の担い手の確保について）

次に、決算報告書162ページ、農業改良普及費、畜産振興費の就農促進総合支援事業費について、どのような事業なのか、またこの事業は2,213万円の執行残がありますが、執行残が生じた理由について伺います。

功刀担い手・農地対策課長 この就農促進総合支援事業につきましては、農業の多様な担い手を確保、育成するため、就農に向けた研修中の生活や就農直後の経営安定のための資金の交付や国内最大の農業情報サイトを活用しました情報発信などを行っている事業でございます。

執行残の主なものにつきましては、農業者に資金を交付する事業につきまして、新規採択者数を最大限見込んでいたことや農業機械等をリースする際に助成を行う事業につきまして、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で国が臨時的な措置を設けたことによりまして本事業の活用が低調になったということが要因になっております。

藤本委員 畜産経営体の担い手の確保に関する事業により、令和2年度新たに畜産業に就農した者の実態と課題について伺います。

渡邊畜産課長 令和2年度に新たに畜産業に就農した方は、酪農で4人、肉用牛で1人、養豚で3人、採卵鶏で2人、肉養鶏で1人の合計11人でございます。就農した方のうち8人は畜産業を営む法人への新規雇用就農でございまして、残りの3人はみずからで経営を開始しております。

畜産の新規就農は生き物を飼養する技術に加えまして、施設や家畜導入などの初期投資が大きいため、いかに負担を軽減するかが課題であると認識をしております。

藤本委員 ぜひ、初期投資に係る弾力的な柔軟な県の支援を今後望みます。県内において畜産経営体の減少が続く中、まずは本県畜産業の実態や魅力を広く普及していくことは急務です。県では畜産経営体の担い手の確保に向けて、就農支援センターなどと連携した就農相談会や国内最大の農業情報サイトを活用した情報発信に取り組んだと理解していますが、令和2年度実施した具体的な事業内容と決算額について伺います。

功刀担い手・農地対策課長 就農相談会につきましては、県就農支援センターと連携いたしまして、特に昨年度からは新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、オンラインの相談も開始しているところでございます。

この事業費につきましては、就農支援センターの補助金に含まれておりまして、この補助金の決算額は723万9,000円となっております。

もう一つ農業情報サイトを活用した情報発信につきましては、国内最大の情報サイトに本県の特設ページを開設するとともに、本県での就農に興味を持つ方を対象としまして、特に県内で採卵系の経営を行っていく法人の代表者にも御参加いただいた中で、先輩就農者とのオンラインによる座談会というようなものも開催しております。この事業の決算額につきましては、450万円となっております。

藤本委員 今後もの確な情報の発信等、出張型の相談支援体制あるいはオンライン体制の拡充により、1人でも多くの志ある方が畜産経営に参入が進むよう、まずはインセンティブを高める施策のさらなる充実を願ひます。

先ほどもお話ししましたが、就農相談会、また農業情報サイトを活用した情報発信、これまで継続してきたと承知していますが、取り組む中で見えてきた課題、さらに課題を解決するための対策、

事業に取り組んだ成果の状況や成果を最大化するための所見について伺います。

功刀担い手・農地対策課長 就農相談会につきましては、昨年度251件の相談がございました。また、就農座談会をオンラインで開催しましたが、これにつきましては83名の参加がございました。のうち4名が農業大学の職業訓練で新たなステップに今年度進んでいるということで、着実な成果が上がっているのかと思っております。

また、畜産につきましては、相談件数が少ないというのが課題だと認識しております。畜産経営に対する担い手を確保していくには、畜産の魅力をもっとPRして興味を持っていただく方をふやしていく必要があると考えております。

このため、今年度、今後開催する予定であります第3回目の就農座談会におきましても、畜産業を営む法人へ就職した若い方の参加もいただき、新たに就農した人の実体験を踏まえたお話を交える中で、畜産への関心を高めていきたいと考えております。

藤本委員 畜産経営体への興味が向くよう対策の見直しや提案、畜産経営体との着実な接続など対応を引き続き願います。

加えまして、畜産経営は稲作や畑作、果樹経営とは異なり、生活場所から遠い場所で営まれている上、動物を相手としており就農の敷居が高いと考えられています。

そこで、令和2年度畜産経営を実践する農場における研修生の実態について伺います。

渡邊畜産課長 令和2年度の就農実績といたしましては、地域おこし協力隊として採用され3年間養豚農場で研修を受けた兄弟がその農場に経営を継承したところでございます。この事例のように、雇用就農を含め農場での研修を促進することは畜産業の担い手確保にとって重要な取り組みとなっております。

藤本委員 県内での畜産経営をより身近に感じてもらえるよう、畜産経営を実践する農場と連携した取り組みをさらに加速していくことが必要であると考えますが、現在、県が抱えている課題と具体的な対策について伺います。

渡邊畜産課長 畜産経営は専門性が高いことに加えまして初期投資が大きいことが新規就農の課題と認識してございます。今後は大規模な畜産経営ばかりではなく、小規模でも畜産物の高付加価値化を目指すことができる、例えばアニマルウェルフェアの取り組みなど就農相談会や農業情報サイトを通じて広く発信をするほか、就農意欲のある方に対してはそのトップランナーのもとで研修をする場を提供するなど多様な担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

藤本委員 本県にはかつてはありましたが、畜産の経営を学ぶ公的な機会はありません。今後、畜産経営を学ぶことのできる公的機会の創出や県内全域で身近に感じてもらえるよう農場と連携した取り組みを加速することを願ひまして次に移ります。

（安全・安心な地場産飼料の生産振興について）

決算報告書166ページ、畜産振興費の飼料対策費の中で、安全安心な地場産飼料の生産振興について伺います。

令和2年度における牛や豚、鶏などの家畜の飼料としての水田における大豆や麦、飼料用米等の栽培実績と課題について伺います。

渡邊畜産課長 本県における令和2年度の飼料用米の作付面積は19ヘクタールでございます。稲発酵粗飼料、これからホールクロップサイレージと呼びますが、それは14ヘクタールでございます5年前に比べて17%ほど増加しているところでございます。飼料米の生産につきましては、南アルプ

ス市や市川三郷町等々、耕種農家で作っていただいています、あとホールクroppサイレージにつきましては峡北地域の北杜市が中心で実施をしているところでございます。

あと、輸入に頼らない自給飼料の生産の取り組みとしまして、トウモロコシを作っています、150ヘクタール栽培面積のうち30ヘクタールは水田での栽培をしているということでございます。

課題といたしましては、飼料用米の品種選定などが挙げられております。

藤本委員 ぜひ、課題を一つずつ解決していただきまして、さらなる栽培の拡大を望みます。
次に、令和2年度本県における家畜飼料の自給率はどの程度だったか、現状の認識と改善策について伺います。

渡邊畜産課長 令和2年度の県内での飼料の自給率につきましては、推計でございますが22.4%となっております。5年前と比較しまして2.7%増加しております。県では飼料増産行動会議というものを設置してございまして、その中で関係者といろいろな面で自給飼料の増産について推進をしているところでございます。

藤本委員 国は水田を活用した高品質な畜産飼料の開発と確保を進めていますが、本県では令和2年度耕畜連携の推進にどのように取り組んだのか、取り組み内容と成果、また耕畜連携に取り組んでいる農業者の実態と課題について伺います。

渡邊畜産課長 県ではJAグループと連携をいたしまして、自給飼料率を向上させるために、畜産農家への飼料米とかホールクroppサイレージの需要調査を行っております。その結果を関係課と共有しまして、耕種農家とのマッチングに取り組んでいるところでありまして、飼料用米は全部で採卵鶏4軒、後は酪農家6軒で77トンが供給されたところでございます。ホールクroppサイレージにつきましては、10軒の酪農家と肉用牛に対しまして284トンの供給が行われました。
やはり先ほどもお話しましたが、主力であります主食用の刈り取り適期と重ならない品種の選択というものがございまして、耕種農家と協力して実証試験等々行っているところでございます。

藤本委員 令和2年度遊休地や耕作放棄地など飼料用米の作付地にどの程度転換されたのか、また今後も転換が加速されるようどのように取り組むのか伺います。

渡邊畜産課長 水田におきます飼料用米の作付面積は19ヘクタール、ホールクroppサイレージの作付面積は14ヘクタールでございまして、それぞれ地域再生協議会、市町村でお持ちになっているところと連携をしまして、耕種農家とマッチングを行う中で、5年前に比べまして飼料用米で36%増、ホールクroppサイレージで75%増ということで、さらなる加速を図っていきたくと考えております。

藤本委員 県は飼料用米や家畜の飼料の生産を県内の農業者に生産していただけるよう、どのような働きかけを行ったのか、またその成果について伺います。

渡邊畜産課長 県では畜産酪農技術センターや普及センター、あとは県畜産協会やJAグループで構成します飼料増産行動会議を設置してございまして、その中で飼料用米等の安全安心な地場産飼料の確保について検討しているところでございます。
具体的には優良事例の紹介、また現地調査も含めまして、耕作放棄地での放牧の推進や飼料用米やホールクroppサイレージの推進について逐次協議をして進めてきたところでございます。

藤本委員 環境保全の面でも輸入されている濃厚飼料を国内生産物で代替することで輸送時の炭素の排出

量も大幅に削減できると考えます。本県において飼料用米の生産が拡大することによる本県の自然環境への影響についての認識を最後に伺いまして質問を終わります。

渡邊畜産課長 委員御指摘のとおり、輸入飼料に依存しない地場産飼料の生産振興というものにつきましては、フードマイレージの観点からも非常に重要な取り組みであると考えております。今後とも関係機関と連携を密にしながら、自給飼料の増産に努めてまいるところでございます。

加えまして、遊休農地及び耕作放棄地での放牧を推進する。また、アニマルウェルフェアやSDGsの観点からも、持続可能な畜産を目指してまいりたいと考えております。

（戦略的海外プロモーション業務委託について）

小越委員 時間の都合上、農政部の主要成果説明書22ページ、説明資料6ページ、農産物輸出拡大について、戦略的海外プロモーションについて伺います。

香港、台湾、マレーシアのプロモーションの具体的内容を御説明ください。

石川販売・輸出支援課長 まず、香港についてでございます。県産果実をPRする店頭での販売促進活動を3店舗で延べ27日間実施するとともに、現地で活動するインフルエンサーを店頭に派遣いたしました。その様子をインスタグラムなどのSNSで投稿することによりまして、さらなる集客促進と臨場感ある情報発信を行ったところでございます。

台湾についてでございます。現地の6店舗、延べ20日間実施した販売促進活動と連携いたしました。プレゼントキャンペーンとアンケート調査を実施いたしました。

マレーシアにつきましては、コロナの影響で店頭でのイベントの実施ができませんでしたが、インスタグラムとフェイスブックで約90万人のフォロワーを持つインフルエンサーを県産果実の売り場に派遣いたしました。SNSで情報発信を行っているところでございます。

小越委員 部局審査で1,658万円ATOMに委託したとありました。先ほど県の職員は行っていないと言いましたけれども、このATOMの1,658万円全てプロモーションに使ったのか具体的に幾ら使ったのかお示しくください。

石川販売・輸出支援課長 プロモーションの実施ですとか市場調査を含めまして委託事業者に1,658万円を支出いたしております。

小越委員 ということは、ATOMは現地に行って1,658万円使ったということですか。

石川販売・輸出支援課長 ATOMが現地に行って使ったというものではありません。ATOMは自社で抱えるスタッフ等を使いまして、現地でのプロモーションですとか市場調査等をしているということでございます。

小越委員 ATOMは行っていないわけですよね。昨年度の常任委員会でプロモーションに983万円、市場調査399万円、それ以外の管理費275万円と聞いております。インフルエンサーがフェイスブック、インスタグラムとありますけれども、それは今年も発信しておりますが、県庁ホームページあります。昨年度は県が発信したのですか、それともATOMが発信したのですか。

石川販売・輸出支援課長 SNSの情報発信についてですが、これは県が委託している事業の中でATOMが実施したものでございます。

小越委員 先ほどインフルエンサーを店頭においてとありますけれども、では、インフルエンサーには幾ら支払われたのでしょうか。

石川販売・輸出支援課長 委託事業の支出額の内訳までは承知しておりません。

小越委員 お配りしました資料をごらんください。ATOMの実施報告書ではプロモーションがインフルエンサー10人、フォロワーが全部で124万人います。でも投稿数は21回、ストーリーズ含めても50回しかありません。インフルエンサーに幾ら払ったかわからず、費用対効果の面からして成果があったと言えるのでしょうか。なぜインフルエンサーに支払った金額わからないのですか。

石川販売・輸出支援課長 事業につきましては、公募型企画提案方式で募集をしております。募集する際に県が提示した限度額の中で仕様書に示す業務を行っているものでございます。経費の配分まで指定をしているものではございません。委託先の事業者が業務を実施するに当たり、支払った金額の明細までは把握しておりません。

小越委員 そうしますと、1,658万円が本当に効果的に使われたかどうかかわからないと思います。そこでお伺いします。ATOMという会社についてお伺いします。創業年月日、従業員はどのくらいでしょうか。

石川販売・輸出支援課長 ATOMの設立年月でございしますが、会社概要によりますと、2019年2月となっております。従業員は5名となっております。

小越委員 2019年2月とわずか従業員5人ですね。このプロポーザルの業務委託の応募資格として、類似する業務の経験や専門知識を有していること。実施に当たり支障がない体制が整えられていること。支障がない経営状況にあること。提出書類には直近2期分の財務諸表とあります。創業2019年2月、創業してわずか1年半、従業員5人で類似する業務の経験があったのですか。

石川販売・輸出支援課長 委託事業者の選定に当たりましては、先ほども申し上げたとおり、公募型企画提案方式により企画提案者を公募いたしました。過半を外部委員とする審査委員会におきまして、参加資格の応募があった6者が企画提案審査会に参加いたしました。企画提案審査会におきましては、あらかじめ企業名や提案者がわからないよう企画提案書を作成させまして、プレゼンテーションにおきましても企業名等を名乗らせないよう、公平性に十分注意した上で選定したものでございます。

小越委員 実績がない会社に委託したということですか。

石川販売・輸出支援課長 実績も含めまして審査委員会で審査をしております。

小越委員 どのような実績があったのでしょうか。

石川販売・輸出支援課長 公募時に提出されました資料によりますと、会社概要には日本をアジアに向けて発信したいための経験豊富なコンサルタントが集まり設立した法人とあります。主な事業としてデジタルマーケティングサービスですとか、リサーチ、プランニング事業、販売促進事業で実績があるということで、法人としての活動期間は短いですが、社員それぞれがこれまでの経験やノウハウを生かした事業を展開しているというところで実績を判断したということでございます。

小越委員 ATOMの会社がある東京西麻布三丁目16-5にはGKKという会社もあって、同じ住所ですよ。マーケティングをしている会社だそうです。創業は平成25年、そして代表取締役はAT

OMと同じ方です。GKKブリッジポイントなどもオーパスの子会社です。ATOMという会社が、なぜ委託されたのか。ATOMはことし6月に海外プロモーション戦略業務委託を3,600万円を受けています。そして、今年度も市場調査、プロモーションが委託内容に入っています。ほぼ同じです。さらに知事政策局の地域プロモーションに5,832万円、昨年度3,630万円、今年度9,418万円、創業わずか1年半、従業員5人で、わずか2年で1億円を超える委託業務、このような委託は不適切であったと述べて終わりにします。

石川販売・輸出支援課長 今年度につきましては、昨年度の取り組みを一層充実させるために、果実の魅力を伝えるためSNSを活用した動画配信ということで充実をさせております。また、新たに県産果実を高付加価値商品といたしまして、確実に産地から消費者に届ける体制の構築に取り組むことといたしております。

委託事業者につきましては、今年度も改めまして公募型企画提案方式により選定いたしましたところでございます。

（食肉流通センターに対して食品表示法に基づく指示等について）

飯島委員 歳入歳出決算報告書166ページ、農林水産業費及びこのファイルの農の7ページであります。食肉流通センターに対して食品表示法に基づく指示等ということで述べさせていただきます。食肉流通センターは県の出資法人であります。当然のこととして、センターでは出資目的に適合した適切な業務が行われて、県としても理事会等を通じてそれについて検証をしていくというものと思っています。その理解で間違いはないでしょうか。

渡邊畜産課長 株式会社食肉流通センターにつきましては県の出資法人でございまして、県民に安全安心な食肉を提供するという目的に向かって私自身も取締役として株主総会、取締役会にも参加するという形で対応をしているところでございます。

飯島委員 ことし3月にはこの食肉流通センターにおいて、昨年8月から11月に牛肉の産地を偽装することにより県の補助金1億1,970万円を不正に受給したという事件が発覚しました。これについて県として処分はどのようになっているのか、お伺いします。

渡邊畜産課長 学校給食に提供いたしました甲州牛に他の牛肉が混入していた事案が本年3月に発覚したところでございます。食肉流通センターは速やかに法曹部門、消費生活部門などを委員といたします第三者委員会を設置いたしまして、原因究明と再発防止策を検討したところでございます。その後になります、食品表示法及び牛トレサビリティ法に抵触した旨を、県及び農林水産省から指示及び勧告が出されたところでありまして、再発防止策を9月末までにそれぞれ報告をしたところでございます。

飯島委員 その際、センターの駒井社長は、産地偽装はあっても消費期限切れはないと言い切りました。報告書もそれによって提出されておりますけれど、ことしの8月その中で最大2週間の消費期限切れの牛肉があったことが発覚しました。これについて県はどのように受けとめ考えているのかを伺います。

渡邊畜産課長 食肉流通センターのISOという品質管理職員のヒアリングの中でそういう話が出たということは何っております。そういう話が出たということの中ですぐに保健所に相談をして、峡東の保健所には立ち入り検査をしていただきました。そのときにはかなり古い記憶の話だったものですから、実は、事実関係は確認できていないということで、ただ、否定もできないということでございますので、保健所から適正な管理を行うよう注意票を出し対応をして、センターもまた9月30日までにその対策について報告をしたということは何っております。

飯島委員 これに関しての健康被害はなかったのですか。

渡邊畜産課長 保健所の注意票の中には、可能性があるお肉の提供先について健康被害となりそうなものについても、必ず全てヒアリングをするということになってはいますが、今のところ全て確認をしたところ健康被害はないと聞いております。

飯島委員 これらのことは氷山の一角ではないかと。さらなる補助金の不正受給があったのではないかと、こういう指摘する声がありますが、これについてどう思われますか。

渡邊畜産課長 このほかにも何かないのかということも含めて、取締役会も含めてかなり内部調査をいたしました。新たな事実はこれ以上ございませんでした。今回の事案の原因につきましては、ある職員がその職員自体に遵法精神が欠如していたことでもあります。上司からのプレッシャーに耐えかねてやったということもありまして、組織的なものではなく極めて個人のやっつけられない事案ということで承知をしております。再発防止策の中でもハラスメントや倫理観も含めた研修を徹底するとか、また在庫管理で不備だった在庫管理のシステムを見直すとか、チェック体制を強化するとか、そういうものにも今取り組んでいるところでありまして、新たな不正等々はない中で信頼を取り戻す会社としてしっかり取り組んでいるというところでございます。

飯島委員 実は、私もこの春に食肉流通センターを視察しました。その際、駒井社長あるいは渡邊畜産課長から丁寧な対応をしていただいて、大変なストレスの中で高いスキルを持って懸命に働いている職員の皆さんを見て、とても感動した印象を覚えています。消費期限切れの事件が起きたことはまことに残念です。

たび重なる食肉流通センターのこのような不祥事に、先ほど課長も個人的な問題ではないかと、おっしゃいましたが、いや、そうではなくて組織の体質に問題があるのだと。体質改善をするべきではないかと、こういう声が上がっています。県民の皆さんが、ちょっと言いづらいですけども、何回も裏切られたとこういう中で、そういう体質が温床としてあるのではないかと、こういう声がありますが、それについてはどう思いますか。

渡邊畜産課長 委員がおっしゃったように、非常に専門的な高い職場ということもあって、人の固定化みたいなものが今まであったことは事実でございます。そういう中で、上司、部下の関係がずっと長年続くというところもあるので、これからはいろいろな職場での経験とか人事に対する部下からの評価とか、いろいろなものも入れながら人の流れもある中で、県民に信頼されるしっかりした会社としての人材育成をしていきたいと考えております。

飯島委員 起きたことは戻りませんので、今後の取り組み、再発防止に努めて、当然その局面を承知しておりますけれども、県は出資している以上、その責任としてこのような事件による原因究明に努めるというのは承知しておりますけど、その原因究明は明確になったのでしょうか。

渡邊畜産課長 第三者委員会で全て調べていただく中で、先ほども話しをしましたが、やはり法的遵守に対する認識が欠如していた部分、あとは上司のプレッシャー等、あとは在庫管理システムが一部不備なところもあり機能していなかったという原因がしっかり究明をされておりますので、それに対する対応策について現在しっかり取り組んでいるところでございます。

飯島委員 原因究明は明確になり安心した次第です。

では、再発防止策については確立できたのか。それともいつ以降をめどに確定するのか、お伺いします。

渡邊畜産課長 再発防止策につきましては、先ほども答弁の中で、9月30日までに国や県、あとは保健所に向けてセンターが提出したところでございます。また、今月末、取締役会を臨時で開催することになりますが、その中では県民から信頼される会社となるよう経営大綱についても見直しをするとか、さまざまな取り組みで、今、会社が生まれ変わろうということで取り組んでおりますので、今後とも御指導をよろしく願いできればと考えております。

飯島委員 まさに課長おっしゃったように、生まれ変わるつもりで、やっていただきたいと思います。県民の大切な食に関する事で、本当に健康とか命に関係することでありますので、さらに真剣に緊張感を持って取り組んでいただきたいことを県民の一人として、農政産業観光委員会の一人として強く要望して終わります。

※認第1号 令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討論

小越委員 令和2年度一般会計特別会計決算認定に反対の討論を行います。

昨年度は新型コロナウイルスに対峙した1年でした。感染拡大防止には検査の徹底をと再三提案しましたが、山梨県では検査は発熱者や濃厚接触者に限定したままです。感染拡大とともに、飲食店、観光業が大きな打撃を受けました。多くの県で自粛要請や売り上げ減少に対して国の政策だけでなく県独自の支援が行われましたが、山梨県は独自の経済支援は全く行いませんでした。コロナ対策は先手と言っていましたが、検査の拡大もせず経済保障もしないという全国でもまれな特別に後手の対策でした。

コロナ対策で財政が大変だと述べていましたが、県単のコロナ対策はないと答弁がありました。緊急包括支援金は61億円もの返還となり、臨時創生交付金は昨年度だけで110億円充当することができ、結果として県財政の前年度は赤字でしたが昨年度は黒字となり、経常収支比率も改善するなどコロナ禍で財政悪化どころか改善しているのです。

財政不安を前面に出し、県独自で事業所への直接支援を実施しないなど、やるべきことを放置していた姿勢は大いに問題です。

コロナ対策以外でも県の不透明な支出が問題です。県有地をめぐる裁判に当たって6,600万円の弁護士費用が予算流用され、議会に諮らず時間給5万円の実態も確認せず、裁判所提出資料とほぼ同じ中間報告書を6,600万円は二重払いであり県財政に損失を与えました。監査請求が却下されたことをもって正当であったとなぜ言えるのでしょうか。現に今、支出は違法であると住民訴訟が行われています。県の判断のみを持って正とすることは議会としてのチェック機能を消失させることになります。

また、幾つかの業務委託の経過に不透明があります。随意契約で1カ月1,800万円のコールセンターや創業1年半で従業員5人、2件の業務委託、実績の把握もせず合わせて3,800万円を受けた公募型プロポーザル、委託費用の明細も把握せず成果が十分であったとは確認できません。これらの随意契約と業務委託は今年度も継続して同じ業者が委託を受けていることも大いに疑問を感じます。県政は会社経営ではありません。県民の税金で県民の暮らしと福祉の向上に責任を負うのが自治体の役割です。税金である以上、どのような経過で委託されたのか。支出先や支払い内容について丸投げでよいはずがありません。このような不適切な支出について認定することはできません。

また、決算審査に当たり資料要求の回答が再三変更され、提出も2週間後となり精査の結果、今年度の国への返還金が5,000万円増額になったことは、決算提出資料に当たって部局間の連携が不十分であったことも指摘しておきます。

以上です。

乙黒副委員長 私は認第1号議案令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

令和2年度の決算につきましては、一般会計において歳入面では県税収入が減少した一方、新型コロナウイルス感染症対策のための国庫補助金の増加などにより、決算額は前年度に比べ1,280億円余の増加となりました。

歳出面では義務的経費が減少した一方、感染症対策の実施や商工業振興資金の貸付金の増加などにより、決算額は前年度に比べ1,190億円余の増加となりました。

この結果、実質収支は前年度に比べ82億円余増加し107億円余の黒字、実質単年度収支は82億円余の黒字となりました。

まず令和2年度の最重要課題である新型コロナウイルス感染症対策については、全国と同様本県でも感染の第2波、第3波に見舞われ多くの感染者が確認されております。これに対し国の交付金などを積極的に活用し医療体制の充実、介護施設、中小事業者への支援等、各種施策が迅速に実施され、特に山梨モデルとして全国から賞賛されたグリーン・ゾーン認証制度を全県で展開したことは、首都圏にありながら感染状況の抑制に大きな成果を挙げております。

また、地方財政の将来に目を向けますと、感染症対策の継続的な実施に加え、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や頻発する大規模災害に備えた県の強靱化対策の推進など今後も財政需要は拡大するものと見込まれます。こうした中、主要3基金については令和2年度末残高が800億円で、このうち財政調整基金の残高は172億円となっており、本県は全国22位と中位にあるものの大規模災害の発生や経済不況などの不測の事態により生じる財源不足への対応等のため、今後も適切に基金残高を確保するとともに、財政状況を勘案して活用することとしております。

今後も厳しい財政状況が続くものと考えられますが、このような中にありましても事務事業の不断の見直しや経費削減を図るとともに、税の収納効率向上など自主財源の確保とその重点的、効率的な配分に努めております。執行部においては、必要な施策を議決予算の目的に沿っていずれも適切かつ効率的に執行され、県民福祉の向上が図られているものと認められるところであります。

一方で、訟務管理費についてさまざまな御意見がありました。執行部の説明は理解できるとともに、これからの裁判結果は注視する必要があるものの現時点では認定すべきと考えます。

また、一方で、さまざまな業務委託において総額は把握しておるものの詳細がこの場において説明が不足されているなど感じる部分もあります。今後も議会や県民への情報発信に努めるとともに、多くの皆さんに納得してもらえよう丁寧な説明をお願い申し上げます。

以上のようなことから、私はこの令和2年度決算につきまして認定することに賛成を申し上げまして賛成討論とさせていただきます。

山田（一）委員長 これをもって討論を終結いたします。これより認第1号令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件を起立により採決いたします。本案は認定すべきものと決することの賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

山田（一）委員長 起立多数であります。どうぞ着席ください。よって本案は認定すべきものと決定されました。

（「委員長、動議」の声あり）

山田（一）委員長 動議という声がありました。

猪股委員 ただいま決算が認定されたわけですがけれども、今回、訟務管理費のうち調査業務委託費6,600万円の流用や金額の妥当性について多くの委員から質疑が行われました。また、この件に関して現在2件の住民監査請求及び住民訴訟が起きていることを踏まえると、県予算の執行に当たり県民から理解を得られるよう予算執行の透明性が望まれると考えます。

したがって、当委員会として附帯決議をなすべきものと考えますので、委員長、お諮りくださいようお願い申し上げます。

（「賛成」の声あり）

山田（一）委員長 賛成の発言がありました。ただいま猪股尚彦委員から認第1号議案に係る委員会報告書に附帯決議を付すべきとの動議が提出され、所定の賛成者がいますので動議は成立いたします。よって、直ちに本動議を議題といたします。附帯決議案を事務局に配付いたします。

これより附帯決議案について事務局に朗読していただきます。

事務局 朗読いたします。附帯決議案。政策的な事業の予算執行において議決済みの予算から流用等を行う場合、実質的な予算審議の対象とはならないが、金額の大きさや重要性に鑑みつつ、議会への説明を十分に行うよう努めること。公金の支出方法や金額の妥当性について、県民からの理解を得られるよう県民の代表である議会への説明責任を果たすこと。また調査業務委託費として弁護士に支払われた6,600万円の訟務管理費については、2件の住民監査請求及び住民訴訟が起きていることを踏まえ、裁判所の法的な判断を考慮しながら予算執行のあり方等を適宜適切に見直すこと。

以上でございます。

山田（一）委員長 これより附帯決議案に対する各委の意見を求めます。

小越委員 2番目のセンテンスの合議の選出方法について、私も指摘しました随意契約や公募型プロポーザルの不透明、不適切な支出のことについてはそのとおりだと思います。しかし、最初のセンテンス、「政策的な事業の予算執行において」ということですが、法用の予算審議を対象としないということになりますと、議会の問題軽視だと思います。審議なしで流用を認めるようなこの附帯決議には反対です。流用するのであれば補正予算で審議をし、財源構成で審議を図るのが筋だと思います。

また、6,600万円の県の調査業務委託ですが、予算執行のあり方が問題ではなく、6,600万円支出そのものが不適切であり、この附帯決議には賛成することはできません。

（「なし」の声あり）

山田（一）委員長 討論はないものと認めます。これより採決に入ります。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

山田（一）委員長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。お諮りいたします。ただいま附帯決議が可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

※認第2号 令和2年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討 論 なし

採 決 全員一致で認定すべきものと決定された。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 山田 一功